

平成 1 7 年田村市議会 9 月定例会会議録

(第2号)

○会 議 月 日 平成 1 7 年 9 月 9 日 (金曜日)

○出 席 議 員 (6 9 名)

議 長 三 瓶 利 野

1 番	七 海 博 議 員	2 番	木 村 高 雄 議 員
3 番	箭 内 幸 一 議 員	4 番	佐 藤 貴 夫 議 員
5 番	渡 邊 勝 議 員	6 番	吉 田 一 郎 議 員
7 番	佐 藤 喬 議 員	8 番	佐 藤 義 博 議 員
9 番	佐 藤 忠 議 員	1 0 番	先 崎 温 容 議 員
1 1 番	永 山 弘 議 員	1 2 番	吉 田 紳 太 郎 議 員
1 3 番	遠 藤 文 雄 議 員	1 4 番	石 井 市 郎 議 員
1 5 番	新 田 耕 司 議 員	1 6 番	本 田 芳 一 議 員
1 7 番	秋 元 正 登 議 員	1 8 番	根 本 浩 議 員
1 9 番	橋 本 紀 一 議 員	2 1 番	新 田 秋 次 議 員
2 2 番	石 井 俊 一 議 員	2 3 番	橋 本 善 正 議 員
2 4 番	松 本 道 男 議 員	2 5 番	吉 田 文 夫 議 員
2 6 番	渡 辺 勇 三 議 員	2 7 番	小 林 清 八 議 員
2 8 番	村 上 好 治 議 員	2 9 番	猪 瀬 明 議 員
3 0 番	宗 像 清 二 議 員	3 1 番	渡 辺 ミヨ子 議 員
3 2 番	松 本 敏 郎 議 員	3 3 番	小 林 寅 賢 議 員
3 4 番	松 本 熊 吉 議 員	3 5 番	宗 像 宗 吉 議 員
3 6 番	本 田 仁 一 議 員	3 7 番	浦 山 行 男 議 員
3 8 番	白 岩 行 議 員	3 9 番	横 井 孝 嗣 議 員
4 0 番	白 岩 吉 治 議 員	4 1 番	石 井 喜 壽 議 員
4 2 番	本 田 正 一 議 員	4 3 番	吉 田 忠 議 員
4 4 番	白 石 治 平 議 員	4 5 番	渡 邊 鐵 藏 議 員
4 6 番	早 川 栄 二 議 員	4 7 番	吉 田 正 直 議 員

48番	箭内仁一議員	49番	村越崇行議員
50番	長谷川元行議員	51番	橋本文雄議員
52番	石井忠治議員	53番	安藤勝議員
54番	半谷理孝議員	55番	吉田豊議員
56番	佐久間金洋議員	57番	照山成信議員
58番	佐藤孝義議員	59番	松本哲雄議員
60番	大和田一夫議員	61番	渡邊文太郎議員
62番	安藤嘉一議員	63番	佐藤弥太郎議員
64番	面川俊和議員	65番	松崎功議員
66番	宗像公一議員	67番	柳沼博議員
68番	橋本吉弘村議員	69番	菅野善一議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚宥晴	助役	鹿俣潔
収入役	村上正夫	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長兼福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部保健課長	加藤与市	生活福祉部福祉課長	本多正
産業建設部産業課長	加藤久雄	産業建設部参事兼建設課長	宗像正嗣
産業建設部下水道課長	渡辺行雄	出納室長	宗像トク子

教 育 委 員 長	白 岩 正 信	教 育 長	大 橋 重 信
教 育 次 長	宗 像 泰 司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉 田 博
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光 春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫
選挙管理委員長	鈴 木 季 一	選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤 健 吉
代表監査委員	武 田 義 夫	監査委員事務局長	白 石 喜 一
農業委員会会長	宗 像 紀 人	農 業 委 員 会 事 務 局 長	塚 原 正
農 業 委 員 会 事務局総務課長	根 本 禮 位	水道事業所長	助 川 俊 光

○事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	白 石 喜 一	総 務 課 長	渡 辺 新 一
主 任 主 査	石 井 孝 行	主 任 主 査	斎 藤 忠 一
主 事	渡 辺 誠	主 事	大 越 貴 子

○議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

都合により、4番村越崇行君は出席が遅れます。

ただいまの出席議員は68名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議場が大変暑いので、上着を取って会議に臨まれることを許可いたします。

ここで、武田代表監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。代表監査委員武田義夫君。

○代表監査委員（武田義夫） ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成16年度決

算審査に係る報告の内容の一部を訂正させていただきます。

去る9月6日の本会議におきまして、「平成17年3月の1カ月間の決算である平成16年度田村市の一般会計及び13特別会計歳入歳出決算」と申し上げましたが、「14特別会計歳入歳出決算」の誤りでありましたので、ここに訂正させていただきます。以上でございます。

- 議長（三瓶利野） 本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第2号）のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（三瓶利野） 日程第1、一般質問を行います。

通告の順序により、4番白石治平君の発言を許します。白石治平君。

（4番 白石治平議員 登壇）

- 4番（白石治平） ただいま議長よりお許しを得ましたので、前の通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、このたび、本土に上陸した台風14号で死亡された方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害をこうむられた方々に心よりお見舞いを申し上げ、私の質問に入らせていただきます。

新生田村市が発足し、はや6カ月が経過いたしました。初年度は、合併によるすり合わせのためいろいろな問題が山積し、計画どおりにいかない面もあるかとは思いますが、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現のために日夜御努力をされている市長を初め関係各位の方々に、心より感謝と敬意を表します。

さて、行政執行も6カ月しか過ぎていない中で、確答できない点もあるかとは存じますが、次の3点についてお伺いをいたします。

第1点は、特別養護老人ホームの進捗状況と完成の見通しについてであります。

6月定例議会においてお伺いいたしましたところ、旧田村郡内において順次建設してきて、次は常葉町に建設するということで決定していたが、昨年度から、国・県補助事業である老人福祉施設等整備事業として事業採択に向け、社会福祉法人田村福祉会を中心に県との協議を重ねていただいております。その事業制度の改正により、補助事業から交付金制度に変更になったこと、また、町村合併により田村郡内の枠組みが1市2町になったこと、田村福祉会及び県との協議が再度必要になったことなどにより最終決定には至って

いないということでありました。「今後、建設に向け、所要の条件整備を進めて、できるだけ早期着工できるよう努力していく」という御答弁をいただいておりますが、その後、どの程度までに進んでいるのか、また、今までの経過からして、いつごろ着工し、完成される見込みかについてお伺いをいたします。

議会の開会初日に資料が配られており、それなりの理解はしておりますが、確認の意味でお伺いをいたします。

- 議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。
- 市長（富塚有暉） 4番白石治平議員の、特別養護老人ホームの進捗状況と建設見通しについての御質問にお答えする前に、旧常葉町と中野区が姉妹都市の交流を結んでおられます。このたびの豪雨に対し中野区にお見舞いを申し上げ、その状況についていろいろと確認させていただきましたが、中野区長より、「多大なお見舞いをいただき、ありがとうございます」ということでありますが、一刻も早く復旧を願うものの一人であります。

それでは、初めに進捗状況について申し上げたいと思います。

旧田村地方町村会におきまして常葉町に建設することが決定されておりましたことに伴い、昨年度より国・県の補助を得て、事業採択に向け所要の事務について、県並びに田村福祉会及び田村地方市町会と協議を重ねてまいったところであります。

このたび、田村福祉会が主体となって常葉町に建設する運びとなり、現在、施設の実設計の請負契約を結び、今、この実施設計に当たっていただいているところであります。

その施設の概要といたしましては、敷地については、既に旧常葉町時代に常葉町常葉字長縄地内に敷地面積1万3,982平方メートルの造成工事が完了いたしております。建物については、鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり平屋建てで、1ユニット10床の配置で、一般特別養護老人ホーム50床、短期入所生活介護20床の合計70床を建設する予定であります。

次に、着工、完成の見通しについてであります。本年1月に着工し、平成18年7月竣工の予定であります。

- 議長（三瓶利野） 白石治平君の再質問を許します。
- 4番（白石治平） 事業制度の改正などにより大変御苦労なされたことと思いますが、早期着工に向け御努力されておられる市長に、改めて敬意と感謝を申し上げます。一日も早い建設をと心待ちにしている人たちのために、さらなる御尽力をお願いし、次の質問に入らせていただきます。

第2点目は、今、社会問題となっているアスベスト対策についてお伺いをいたします。

最近、テレビや新聞などにおいてアスベストによる健康被害が報道されております。アスベストといえば、20年近く前に、小中学校の校舎の天井や壁の吹きつけが、児童生徒の健康に悪影響があるのではないかと社会問題化して、県内でも一斉に撤去作業が行われたと記憶いたしております。しかし、最近になってアスベストによる健康被害が表面化してきたということは、アスベストがいかに長期間にわたって人体をむしばんでいくかということをも物語っているものと思われまます。

過去にアスベストを使った工事に携わっていた人や、その家族にも健康被害が起きていると報道されております。アスベストを直接扱ったことのない妻が、アスベストが原因とされる中皮腫で亡くなったのは、夫の作業服に付着したアスベストを洗濯の際に吸い込んだのが原因ではないかとさえ言われております。また、アスベストを扱う工場に、幼少時出入りしていた人が、大人になってから中皮腫を発症し、亡くなられたという事例も報告されております。

福島労働基準監督署によりますと、昭和4年まで県内外の施設でアスベストの除去作業に携わっていた男性が、ことしの4月、中皮腫でお亡くなりになり、アスベストによる労災と認定されたということであります。県でも、アスベストの電話相談窓口が設けられ、多数の相談が寄せられているようであります。

田村市においても、テレビ・新聞などで報道されるアスベストによる健康被害を知り、不安を感じている市民の方々がたくさんおられると思われまます。市民の方々が安心して出入りできるよう、公共施設や学校施設においてアスベストによる危険箇所がないのかどうか、また、調査が行われているのであれば、その結果についてお伺いをいたします。

今後、公共施設については、調査、除去作業が進んでいくであろうと思われまますが、アスベストは、さきに申し上げましたとおり、長期間にわたり健康被害を及ぼしたり、直接アスベストを取り扱わない場合においても発症したりする場合があります。これから先に健康被害が出てくる可能性もあります。また、一般の建物や民家などでは、まだまだ気づかずに残っている部分もあるかも知れません。アスベストの危険性にかんがみ、民間の施設建物などにおいてもアスベスト対策を講じていく必要があると思われまます。市民の安全を守るため、市民及び市内の企業などに向けて、今後どのような対策と指導を行っていくのかについてお伺いをいたします。

また、かつて、市内にアスベストを取り扱った工場、企業などがあったのかどうかにつ

いてもお伺いをいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） アスベスト対策についての御質問にお答えをいたします。

アスベストは、石綿を重量の１％を超えて含有するものを指し、飛散性の吹きつけアスベストと非飛散性のスレートボード等の形成板類の二つに分類されます。吹きつけアスベストは、補強や断熱の目的で使用されてきましたが、損傷や劣化に伴い、粉塵が発生するおそれがあるとされております。

初めに、公共施設等において危険箇所はないか並びに調査の結果についてもあわせて申し上げます。

アスベスト問題につきましては、田村市は、市民への健康影響が最も重要と考え、吹きつけアスベスト使用の有無について全公共施設 77施設の調査を実施いたしました。

その結果、吹きつけアスベストが使用されているのではないかとと思われる施設は 28施設でありました。その内訳は、滝根が 6、大越 3、都路 9、常葉 3、船引の 7 施設でございました。施設での主な用途箇所は、事務所、焼却施設、斎場、集会施設、住宅関連施設、自転車停留施設、学校及び体育施設等の本体及び附属施設となっております。これらの施設につきましては、詳細な調査、分析が必要でありますことから、調査に係る所要の経費を本定例会に御提案申し上げましたので、その結果を踏まえ、速やかに対応してまいります。

また、水道管に使用されている石綿セメント管につきましては、簡易水道と上水道合わせて総延長 252.8キロメートルのうち約 57.1キロメートルが使用されており、全体の 22.6％となっております。

石綿セメント管につきましては、厚生労働省及び世界保健機関より健康影響はない旨の通知をうけておりますが、今後、年次計画により敷設替えをしてまいります。

次に、市民及び市内の企業にどのように指導をしていくかについて申し上げます。

アスベスト問題につきましては、福島県は、広報・相談、建設作業対策、施設対策等の対応に当たっており、適正処理の徹底に取り組んでいるところでございます。国・県の相談窓口として、健康被害に関することにつきましては福島労働局と県健康増進グループで、建物解体に関することにつきましては福島労働局と県建築指導グループ並びに県大気環境グループで、石綿廃棄物の処理に関することにつきましては県産業廃棄物対策グループ並びに県一般廃棄物対策グループで相談を行っております。

このことから、今後、田村市として市民及び市内企業にどのように指導していくかにつきましても、県と十分協議して進めてまいります。

次に、かつて、市内でアスベストを取り扱った工場などがあったかどうかについては承知はしていませんが、調査してみる必要があるかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三瓶利野） 白石治平君。

○4番（白石治平） 健康の危険性を心配して、いち早く対策に取り組まれた市長の誠意ある対応に、改めて敬意を表したいと思います。これからも、引き続き市民のアスベスト対策を行っていただきますことをお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

第3点目は、災害時の危機管理体制についてお伺いをいたします。

先月16日、宮城県沖を震源とする地震が発生しました。マグニチュード 7.2 東北地方を中心に広い範囲で強い地震が起きました。高速道路や新幹線などの交通網も乱れ、大勢の帰省客に影響を及ぼしました。

県内でも、数百棟で家屋の一部破損が起きたり、地割れやがけ崩れ、液状化現象が見られたりした地域もありました。また、崩れたものによりけがをされた方々もおられました。

福島原子力発電所では、外部への影響はないそうですが、放射能を帯びた水系が漏れたそうであります。原子力発電所隣接市として人ごとではないと思います。阿武隈山系は、地盤がかたいから安全だと言われておりますが、外部より持ち込まれた施設によって危険地帯にならないよう注視していかなければならないと思います。

田村市においても、震度5弱、久しく見られなかった強い揺れに、多くの人々が驚かれたのではないかと思います。それでも、亡くなられた方がおられなかったということは、不幸中の幸いでありました。

しかし、地震調査委員会の発表によりますと、今回の地震は、以前から想定されていた宮城県沖地震ではないとのことでもあります。前回の宮城県沖地震は、1978年でありました。平均して約3年間隔でマグニチュード7クラスで発生すると言われていた宮城県沖地震でないとするならば、今後も大地震の懸念が残るのであります。つまり、近い将来、今回と同程度あるいはそれ以上の地震が起き得る可能性が大いにあるということでもあります。

地震に限らず、災害はいつ起きるかわかりません。万が一災害が起きた場合に、その災害を最小限度にとどめるためには、地震、大雨、台風などさまざまな災害を想定し、それ

らに対する危機管理体制をあらかじめ確立させておくことが大切ではないかと思われます。
また、市民の安全を守るために災害時の避難マニュアルなどの作成も必要になってくるのかと思います。

そこで、田村市において災害時の避難マニュアルなども含め、危機管理体制をどのように確立していくかについてお伺いをいたします。

- 議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。
- 生活福祉部長（秋元正信） 災害時の危機管理体制についての御質問にお答えいたします。

初めに、市に災害時の避難マニュアルがあるのかについて申し上げます。

田村市におきましては、地域防災計画を現在策定中ではありますが、計画の中には、当然のことながら避難対策の表記が策定され、その計画に基づき行動が伴う内容にて進めているところであります。したがって、現在のところ、市としての避難マニュアルはありませんが、市の地域防災計画が完成するまでの間、合併前の各町村地域防災計画を準用し、災害対策を実施しております。

次に、危機管理体制をどのように確立していくのかについて申し上げます。

地域防災計画が災害対策の柱となりますが、市民への情報伝達手段として不可欠な防災行政無線を一元化できるかどうかの調査研究をするための調査委託料を、今回の補正予算に計上したところでございます。また、暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震等の自然災害や火災等の災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生時における対応については、警報の発令や地震の発生に伴い、本庁及び行政局の関係職員が参集いたしまして、情報収集や災害応急対策に従事することとしております。そのほかの職員にあっては、災害に対しての意識の高揚を図るべく、職員の行動マニュアルを暫定的に作成しておりますが、現在見直し作業中であり、作成後は、本庁及び行政局の職員に配付をいたしまして、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため周知徹底を図ってまいります。

- 議長（三瓶利野） 白石治平君。
- 4番（白石治平） 合併したばかりということで、それぞれ総合的なマニュアル等々もまだできていない面もあるかと思います。「備えあれば憂いなし」と申します。いつ起きるかわからない災害に対して、市民の安全を守るため、なお一層の御尽力をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。

- 議長（三瓶利野） これにて4番白石治平君の質問を終結します。

次の質問者、4番佐藤貴夫君の発言を許します。佐藤貴夫君。

(4番 佐藤貴夫議員 登壇)

○4番(佐藤貴夫) 4番佐藤貴夫です。

通告に従い質問させていただきます。

最初に、市民の生の声を市政に反映させる方法は何かということについてお伺いしたいと思います。

市長は、クラスター方式の合併をしたので、それぞれの地域の特性を生かした市政運営をしたいと言われましたが、その際、広く市民の声を聞くべきだと思いますが、その方法として何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

実は、先日、旅先の駅で、地方都市の市政だよりを見る機会がありました。その中に、「市長への手紙」という項目があり、市民が直接市長に要望したいろいろなことが載っていました。また、その要望に市長はどのように対応したかも書かれていました。今、田村市は、田村5町村が対等合併し、新しいまちづくりをするときです。私たち市議会議員や地域審議会など限られたメンバーだけでなく、広く市民の声を聞くべきだと思い、お尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長(富塚宥暉) 4番佐藤貴夫議員の市民の生の声を市政に反映させる方法は何かについての御質問にお答えいたします。

田村市のまちづくりに当たっては、市議会議員や地域審議会委員など限られたメンバーだけではなく、広く市民の声を聞くという広聴活動は、行政への多様な参加や活動を促進するとともに、求められている住民参加型の行政運営上、また、その指針となる総合計画を初め、各種の行政計画の策定には欠かせないものであります。

このようなことから、私は、市民の皆様の御要望等を伺うための市政懇談会、あるいは市内の状況を見聞し、市政に対する理解を深め、その深めていただくための市政バス、市のホームページを通じ、いつでも自由な御意見をお寄せいただき、回答するシステムなど、市政への関心や参加意識の高揚、相互理解に努めているところであります。

田村市ホームページには、開設以来、これまで市政全般についてを初め、観光、文化、窓口、教育に関することなど5件の質問を含む御意見等が寄せられております。これらについての質問にも、ホームページあるいはお手紙でお返事を差し上げておりますが、匿名の方もおられます。

今後も引き続きホームページを御活用いただくとともに、窓口や、あるいは電話等、あらゆる機会を通して市民の皆様の声を幅広く伺い、市政への反映に努めてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、市政懇談会、あるいはその地域の有志の皆さん、あるいは各種団体から要望があれば、私の方で出向いて、その市民の方とお話し合いをさせていただきたいと考えております。現在、各地域の行事などに出席した際、できるだけ市民の皆様と言葉を交わし、忌憚のない御意見をお伺いすることを心がけておりますが、なお一層市民の皆様との会話を重ねながら、市長就任後の初議会にお示した六つの重点施策の一つであります「市民参加の郷づくり・まちづくり」の具現化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○４番（佐藤貴夫） もう一度お尋ねをいたします。

確かにこの半年間、市長の会合などに何回か同席させていただいて、市長の姿勢には大変感心しているところです。ただ、ホームページとかファクスとか、いわゆる待ちの姿勢ではなくて、市長一人では４万 ５,０００の市民すべての声を吸い上げることは難しいと思いますので、もう少し、こちらから問いかけるような姿勢も必要ではないかと思います。新聞やダイレクトメールなんかでいろんな注文とか御意見を求めるときには、その新聞のチラシの中のページを切り裂いて、ただ必要事項を書いてポストに投函すると。そうすれば、その文書の発送先ですか、そういうところに届くというふうなシステムもあります。

ですから今、田村市では、行政だよりとか市政だより、こういうものを各家庭に配布していますので、その中にレポート用紙１枚、こんなものをとじ込みするか挟み込むかして、片側には、「田村市船引町富塚市長殿」ということで、片側は、レポート用紙にして必要事項を記入する、それを畳んでそのままポストに入れれば着信払いで届く、そういうふうな方法もすれば、今言ったホームページなんていうと、今、４万 ５,０００の市民の中で、すべての人がホームページを開けるわけではありませんので、こちらからそういう問いかけをしてはどうかと思うんですが、その辺はどのようなお考えでしょうか。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暉） ただいま佐藤貴夫議員から、いい質問あるいは御提案をいただきました。そのことについて私も同感でありますので、すぐ取り上げて実施してまいりたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） よいと思うのであれば、そのような方法も検討いたadaきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

ごみ袋の無料配布についてでございますが、滝根町は、年間30万人以上の観光客が訪れる観光スポットです。地域住民や老人会など、多くのボランティアがごみ拾いや草刈りなどを行って環境整備に努めています。

今、半年前の市長の就任あいさつを思い起こしています。安心して暮らせる新しいまちづくり、環境と共生するクラスター型のまちづくり、一日も早くこの理想が実現されますよう望むところであります。そして、緑豊かな観光都市田村市建設のため、子育て支援やボランティア育成の第一歩としてごみ袋の無料配布は必要だと思ひますので、お尋ねをいたします。

現在、田村市のごみ収集は有料化され、分別収集も多くの市民に理解されているところですが、ほかの自治体の中には、ごみ袋の無料化を実施しているところもあると聞きます。田村市においても、一度に全面無料化は難しいと思ひますが、いろいろな角度から検討すべきだと思ひます。

その理由の一つには、福祉支援として、乳幼児や体の不自由な方の紙おむつ使用世帯の負担軽減のために少しでもお手伝いをするということで、ごみ袋の無料配布を考えてはどんなものでしょうか。二つ目として、道路や河川などでごみ拾いなど、環境整備のボランティアにも当然無料のごみ袋を配布して、ボランティアの支援育成を図るべきだと思ひます。当局のお考えをお伺ひいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 4番佐藤貴夫議員の御質問にお答えいたします。

ごみ処理の有料化については、容器包装リサイクル法により分別収集が開始された平成9年度から実施をしてまいりました。その間、チラシや広報紙等を通じまして、市民の皆様方に御理解と御協力を賜ってきたところであります。

ごみの量は、年々増加傾向にある一方、ダイオキシン類に対します規制の強化を初めとした法律改正等により環境基準が厳しくなっていることから、それらに対応するための施設の改修や維持管理に多くの経費がかかってきております。また、資源ごみのリサイクルを適正に行うためにも経費が必要となるほか、田村広域行政組合で現在進めておりま

す田村西部環境センター及び一般廃棄物最終処分場の施設建設などにも多くの財政負担が伴ってきております。ごみ処理経費の一部としてごみ袋の有料化という形で御負担をいただくことに対し、市民の御理解を賜りたいと考えます。

まず、1点目の福祉支援とごみ袋の無料配布についてであります。福祉支援につきましては、それぞれの分野で支援措置が講じられていることから、ただいま申し上げましたとおり、ごみ処理経費につきましては、市民平等に応分の御負担をいただくという観点から、ごみ袋の有料化について御理解を賜りたいと考えます。

2点目のボランティア団体が行うごみ拾いの環境美化作業への対応につきましては、合併以前から、指定袋の無償配布や集めていただいたごみを回収するなどの支援は行っておりましたが、引き続きボランティア活動への支援をしてまいります。

家庭などから出るごみの排出量の増加に比例し、ごみ処理経費につきましても増加してまいりますので、今後ともごみの減量化対策や維持管理経費の適正化を図りながら、ごみ処理に対して市民の方々に理解が得られるよう、引き続き啓発に努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） 経費の問題、環境の問題と今言われましたが、ごみの減量を図るといふことを考えるとき、逆の立場から、いわゆる発想を変えて考えてみるのはいかがでしょうか。

以前、随分前なんです。本で読んだことがあるんですが、どこかの市長さんだと思いますが、ごみ袋は、すべて各世帯平均的な使用枚数を無料で配布すると。それで、1年間なら1年間を通して余った袋は、逆に市当局が買い上げると。そうすると、ごみ袋をただでやって、また買い取ると。公費の二重投資になるんでできないというお話がいろいろあるんですが、そうじゃないんだと。ごみ袋を余した人は、ごみの減量に協力したのだから、そういう報奨を出すのは当たり前だという市長さんがおられたような気がします。

また、環境の問題なんです。なるべく全部のごみを収集するのは当然なんです。今現在も不法投棄や野焼きなんていうようなことで環境汚染も心配されていますので、やはり思い切った対策も必要ではないかと思うんですが、再度答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） ただいまの質問でございますが、大変難しい内容等もございます。これから検討に入らせていただきたいと思います。

また、ボランティア的なものもありますが、過般、郡ダスト事業組合よりごみ袋の寄贈もありましたので、学校、行政区等、そういうものについては無料で配布して環境づくり

を進めたいと、こう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） 環境整備は大変重要なことなので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に入ります。

観光施設の整備についてお伺いいたします。

私の最後の質問になりますが、滝根町の老人憩いの家針湯荘は、昨年まで滝根町町民5,400人の憩いの場でありましたが、ことし3月から、町村合併により田村市市民4万5,000人の憩いの場所として、また観光施設として大変なにぎわいを見せています。しかし、休日などは大広間が満室で、休憩場所がなかったり、ふる場は芋洗い状態のときもあります。現在、このような施設の多くは利用者が少なく、経営に苦慮しているところが多い中、入場者が多いのは大変喜ばしいことだと思います。

そこで、貴重な施設を快適に利用していただくために、早急に施設の改善をすべきだと思いますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

またあわせて、旧田村郡内の首長や企業のトップの方も同じような考えの方が多いと聞きますが、鍾乳洞サミットや商談など、いろいろな形で国内各地からおいでになられる知事や市町村長、また、企業の大切なお客様を迎え、食事や宿泊の場合、田村市内にはその施設が少ないため、郡山市や福島市へ案内することが多く、不便を感じているようです。

そこで、滝根町では、以前、温泉のボーリング計画があったと聞きます。田村市誕生の今こそ、温泉を掘削し、滞在型の宿泊施設を建設し、観光振興を図り、あわせて田村市においでになられるゲストのおもてなしをすべきだと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） ただいまのおただしの件でございますが、初めに、老人憩いの家針湯荘が大変なにぎわいを見せており、休日などは休憩場所がなかったり、おふるが芋洗い状態のときもあるので、早急に施設を改善すべきについて申し上げます。

老人憩いの家針湯荘は、おただしのように、町村合併後、利用客が大変多くなり、喜ばしくっております。今年度の利用の状況は、8月末現在3万1,755人で、前年度対比654人の増、102%となっておりでございます。日曜日や雨の日には大変混み合うこともあり、利用のお客様には大変御不便をおかけいたしております。施設の増改築につ

きましては、利用者の今後の状況、また、田村市の今後の福祉施設のあり方などを総合的に検討しながら対処してまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 次に、温泉掘削による滞在型観光施設の整備について申し上げます。

旧滝根町が策定した振興計画において、新しい観光資源の開発に向けた温泉掘削を実施計画に位置づけたことがあり、その後、ふるさと創生事業の一環としてもそのことが話題になったことがあります。いずれも具体的な実施あるいは調査には至らなかったようでありました。

田村市の観光は、鉱泉等を利用した小規模な宿泊施設が散在する実態にあることに加え、高速道路網の整備に伴い、残念ながら、いわゆる通過型にとどまっていることは否定できない事実であります。

また、温泉の掘削につきましては、当該地域を含む周辺一帯では、深成岩である花崗岩がせり上がり、それが温泉の脈をはばんでいる地質構造を呈していると言われ、温泉を掘り当てるには相当の費用を要することが見込まれると聞き及んでおります。

近隣のある自治体が10年ほど前に行った地下 1,500メートルのボーリングでは、26 の温泉を確保したものの、1億 5,000万円もの経費を費やした事例もありますことから、温泉の可能性はもとより、費用対効果を慎重に吟味する必要があると考えております。

今後は、本年度策定を予定しております観光基本計画を立案する過程で、温泉開発の可能性調査を含め、幅広い御意見等を伺いながら田村市の観光のあるべき将来像を探り、さらなる観光振興を図ってまいります。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） これからいろいろなまちづくり、それから開発など検討されるということなので、そういうことの中で検討をよろしくお願いしたいと思います。

ただ、針湯荘の場合ですと、施設や湯量にも限度があるでしょうが、施設のポンプとか循環器、こういうものをやっぱり性能のよいものにして、せっかくの薬湯ということで昔から健康にいいと言われているので、有効に利用していただきたいなと思います。

それで、もう一度お尋ねしたいんですが、針湯荘の場合、薬湯ということで随分以前に分析したものが施設内に掲示してありますが、現代の科学でもう一度その成分分析をして、今はやりのマイナスイオンとかなんとか、そういうものの測定もして、もっと宣伝されて

はいかがと思うんですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚有暲） 再質問にお答えいたします。

観光あるいは針湯荘につきましては、滝根市民の方、あるいはそれ以外に利用される方もあり、その方々から老朽化あるいは狭いという話をお伺いしております。

また、今、イオン類の成分調査については、再度科学的な根拠を有するように、観光基本計画の策定の中で取り上げてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて4番佐藤貴夫君の質問を終結します。

休憩のため、暫時休議します。

再開は、10時5分といたします。

午前10時47分 休議

午前10時57分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。4番渡邊鐵藏君は、所用のため退席いたしました。

引き続き一般質問を行います。

次の質問者、1番永山 弘君の発言を許します。永山 弘君。

（1番 永山 弘議員 登壇）

○1番（永山 弘） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

私も、前から市の財政を心配している者でございましたが、6日の本会議で、市長より経常収支比率が89%と聞いてびっくりしたところであります。これを信号に例えれば、もう黄色を過ぎて、赤ではないでしょうか。

そこで、公共下水道について3点ほど伺います。

1点目は、国・県からの補助金が年々カットされると予想される中、市は、2年までに計画どおり事業の完了ができているのか。また、この公共事業の事業費は、総額で幾らになるのか。

この事業は、平成9年度より開始されましたが、そのときの事業計画の概要を見ますと、

船引町、大越町、常葉町、それに滝根町の4町の人口が4万 6,150人とあります。ことし8月1日現在では、都路が入った5町村、すなわち田村市全体で人口が4万 3,593人に減っています。また、9年度に計画区域内の人口3万 1,500人と計画したのですが、15年度にその計画を見直し、2万 2,600人に変更したんですが、現実にはこの人口も減少しているでしょうから、単純に考えれば、市全体の人口4万 3,593人のうち約半分の2万 3,000人程度がこの下水道事業の計画区域内に入っている。現在進めている工事は、19年度までの認可計画区域内の工事を進めているわけですが、計画どおり工事が進んだとしても、19年度末では事業計画全体の面積では32%、人口では34%の7,800人分しかできないというのが現実であります。

これからは、年々、補助金はカットされるであろうと予想される中、平成9年から平成19年度までの実質1年間で、全体の3分の1ができなかった事業を、残された2年から8年間で計画どおり公共下水道事業が完了できると考えているのか。また、総事業費は幾らなのか伺いたい。

- 議長（三瓶利野） 永山議員に申し上げますけれども、この質問、公共下水道関連の質問ですので、1点、2点、3点と続けて質問をして答弁を求めることにしたいと思いますので、続けてやっていただけますか。（「そうすると計算違うな。結構です。いろいろ再質問も考えてあるんですけれども、そうします」の声あり）

そうということで、大きな項目の1件に対しての3点でございますので、3点続けて質問をしていただきたいと思います。

- 1番（永山 弘） それでは2点目、総事業費が恐らく230億円、もしくは事業年度が延びれば250億円とも言われるような大事業でありますから、この事業を計画どおり進めて、事業完了後に市にとってどれだけのメリットがあるのか伺いたい。

1年度の公共下水道事業の予算額は、総額で13億 4,78万 7,000円となっておりますが、内容を見ますと、歳入は、国・県からの補助金が3億 900万円、あとは市債8億 140万円、一般会計から1億 7,600万円が主な財源になっている。また、歳出を見ますと、国・県からの補助金が3億円しかないのに、反対に県が行っている流域下水道事業に、負担金として5億円も支出されているのです。私は、どうしても理解ができないんです。それに、償還金が約1億 5,000万円、実質の事業費は6億 5,000万円という内容であります。

このような状況で事業が進めば、19年度以降の事業が大変心配になるのは私だけではないでしょう。20年以降の事業量は、事業費も面積も倍になるのですから、年ごとの事業費

も、単純に計算しても15億円から16億円になるのではないのでしょうか。今年度の予算でわかるように、今後も市債と一般会計からの繰り入れで10億円なり11億円なりとするのでは、最後には100億円以上もの借金が残るようなことになってしまうのではないのでしょうか。後世に借金を残してまで、この公共下水道を進める市にはどのようなメリットがあるのか伺いたい。

3点目の質問は、下水道事業の見直しと、区域外の合併浄化槽の整備に対して補助金のアップと計画的な整備を行うべきと考えますが、市長の考えを伺いたい。

国は、公共下水道より排出される水も合併浄化槽より排出される水も、水質は同じであると認めております。船引町を初め常葉町、大越町、滝根町の住宅の密集地ならば、公共下水道も当然と考えますが、田村市の現状と地域性を考えれば、合併浄化槽の整備が最も合う事業ではないかと考えますが、市長の考えを伺いたい。

19年度までの認可計画区域は別としても、19年度以降の計画に対しては見直すべきと考えますが、市長の考えを伺いたい。

17年度、今年度の予算で合併浄化槽の設置は219基、予算額が1億2,500万円だと。

219基の中には7人槽もあるのでありますが、全部5人槽として利用者は1,100人。1人当たり1万3,600円の公費負担に対し、公共下水道の場合には、事業費が230億円、利用者が2万2,600人ですから、1人当たりになれば約1,000万円。合併浄化槽に対して10倍にもなる事業であります。このように、整備計画区域と区域外では大変な差がつくのであります。これこそ不公平ではないのでしょうか。

これを考えたときに、市は、市民の生活環境整備と水質浄化のために下水道事業を進めているのでしょうか。そうだとすれば、計画区域外の地域だって同じではないのでしょうか。市は、今すぐにでも浄化槽に対する補助金のアップを図り、公共下水道のように計画的に整備をすべきと考えますが、市長のお考えを伺いたい。

なお、議長に申し上げますけれども、一括で質問いたしましたので、再々質問だけで終わらせないようにお願いします。

○議長（三瓶利野） 3点ですから、質問の要領をよくしてもらって、原則である再々質問で終わるように御努力を願いたいと思います。

それでは、当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 1番永山 弘議員の公共下水道事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、国・県の補助金が年々カットされると予想する中、市は計画どおり2年度に事業完了ができるかとのおただしであります。また、事業費の総額は幾らになるかのおただし並びに下水道事業計画の見直しをすべきについて、あわせて申し上げたいと思います。

公共下水道事業につきましては、旧4町で大滝根川流域下水道協議会を設置いたし、全体の計画でいきますと、計画期間が平成9年度から平成2年度の19年間で、面積が1,102ヘクタール、概算事業費であります。22億9,100万円を進めてまいっているところであります。平成16年度末の整備済み面積が210ヘクタール、事業費が42億7,800万円を投じております。現在の事業認可の最終年度である平成19年度末までには、整備済み面積を298ヘクタールに、いわゆる210ヘクタールが現在まで完了しておりますので、18年、19年度まで、あと2年間で88ヘクタールを予定いたしております。なお、平成19年度末には事業着手から1年間に経過し、残りの計画期間は8年間となります。

このような事業の進捗状況でありますので、国・県はもとより市の財政も厳しい中で、計画期間内に事業が完了するのは困難であると考えております。

また、事業計画の見直しにつきましては、平成16年4月に福島県全域下水道化構想の見直しがありました。それと同時に、4町でも見直しを行い、事業計画を大幅に削減いたしております。今後、見直しについては、福島県全域下水道化構想の見直しと同時期に、いわゆる県の方で言っているのは5年後に見直しを図るということでもありますから、16年の5年後ですから、平成2年に再度見直しがあるものと考えております。そのときに、この田村市としても地域性、経済性を考慮し、さらに大滝根川流域下水道計画との整合性を図りながら、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、250億円にもなる大事業であるので、計画どおりに進めていって田村市にどれほどのメリットがあるかについて申し上げたいと思います。

下水道は、生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全を図る大切な生活基盤施設であり、将来を見据えて住環境を整備することにより、都市基盤が確立する中で文化的で快適な生活を営むためにも重要かつ必要であると考えております。

一つの例であります。最近、豪雨が発生いたし、先ほど申し上げましたように、中野区あるいは杉並区、あるいは福岡、あるいは九州、そういうところの都市部において豪雨による氾濫が、あるいは床下・床上浸水があり、その中で、これが合併浄化槽あるいはくみ取り式となると、その周辺一帯の環境がどうなるかと心配することにより、そういうことは区域の住宅密集地においては進めなければならないと考えております。

次に、計画区域外の合併浄化槽の設置は計画的に整備すべきと、浄化槽に対する助成金の引き上げをすべきでないかとのおただしに申し上げますが、田村市における生活雑排水の処理につきましては、効率性を考えて、住宅密集地においては、先ほど申し上げましたように下水道、それ以外は合併浄化槽による処理方法によって整備を図ることと考えております。快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全のため、浄化槽による整備につきましては、大変重要であると認識いたしており、この下水道と、いわゆる合併浄化槽の補助金についてどう考えるかは、これも田村市として考えていかなければならない大きな課題だと認識いたしております。

なお、ただいま申し上げましたように、合併浄化槽設置整備事業補助につきましては、合併協定書の中で補助額は統一されておりませんので、旧4町での補助金になっておりますから、補助金の引き上げができるかを含め検討してまいりたいと思いますので、御了承賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 永山 弘君。

○1番（永山 弘） ただいま答弁をいただきました。見直しも考えているとの答弁でございました。そういう考えが先にあるならば、私もこういう質問はしなかったんです。

実は、6月の予算審議の中では、「4町村で計画したのだからこのまま進めるんだ」という話でした。そのときに、「それじゃあ、事業費はどのぐらいになるんだ」と。「今、資料は持っていないから正確な数字はわかりません」と言うから、「245億円から255億円かかるでしょう」と私が聞いたところ、「そうです」と。この前、確認のために電話を入れました。一番最初は、「22億円かかります」と私に報告です。夕方になったら、課長が電話をよこして「あれは間違いでした。21億円です」と。そうなってくると、何が本当なのか。我々の方も信用できなくなっちゃう。今、市長が言ったように、「今後こうやって見直していく。財政だとかそういうものを考えたときに、やるべきだ」と言うのなら、別にわざわざこれをやっていることない。

旧町村の滝根町の場合にも、私は、「こんなことをやったら町がパンクする。これは考えるべきだ」と強く言ってきましたが、私一人でしゃべってもどうにもなりません。最終的には滝根町は、「大滝根川流域下水道事業」という名前にもかかわらず、夏井川流域まで行って、ポンプで逆送するという状況なんです。

ですから、今後、先ほど市長が言ったように、指数も89%なの。恐らくこの事業を進めれば、最低でもこの期間内にはできないでしょうから、できなければ、その分金がかかる

わけですから、100億円なり120億円なりの借金是可以するわけではあります。その辺をよく考えて今後の対応をしてもらいたい。何がなんでもやるんだと。やっぱり撤退する心も大事じゃないかと。最初からわかるんですから、やれば赤字だと。確かに環境を整備するには、これは必要だからやらなくちゃならない事業、それは私も理解します。

だから、さっきも話したように、船引町、常葉町とか大越とか、そういう密集地はやっぱり公共下水道がなければやむを得ないと思いますから、それは十分私も理解します。だから、今後に関しては検討していただいて、合併浄化槽にかわるものはかわっていただくという方向に進めていってほしい。

それと、この公共下水道が始まった本音は何なんだと。これは、三春ダムの水質浄化が一番最初にあったのではないのかと私は推測します。上流に4万人もいるところにダムをつくれば水が汚い。当然でしょう。恐らく日本でもここしかないでしょう。そのために水をきれいにしなくちゃならない。これは、上流にいる我々の義務でもありますけれども、逆に言えば、下でその水を利用する市町村にも応分の負担をしていただく、これも当然ではないかと。私もよくわからないんですけども、何か横浜市ですか、あそこは山梨県に負担をしているそうです、きれいな水を送ってもらいたいから。今後、市長は、水を利用する市町村に対しての応分の負担をどう考えているか。

それから、これは余分でございますけれども合併浄化槽、例えば2万2,600人、4人槽で設置しても5,600基、金額は56億円です。そのうち国・県からの補助金があるわけですから、実際の市の負担は40億円か45億円で済む事業なの。例えば、これが5人槽だと、計算をすれば2億円か30億円で、今計画している地域を入れた全体でも済む事業なの。それを220億円も230億円もかけてやらなくちゃならないのか。いま一度お尋ねをします。

- 議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。
- 市長（富塚宥暉） 下流地域に住む市町村の負担をいただけないかというおただしであります。これは、いろいろと問題点も発生するかもしれません。というのは、下流になりますと、ここから行って阿武隈川に流れ、そしてまた福島の方から太平洋というときに、最末端の市あるいは町、村が、全部の上流の地域に負担をしていくというと、これもまた一番末端のところにいる町村はどういう対応になるか。逆の立場を考えると、これはお話し合いの中で、一部のこういうことならばという負担金が出られるかどうかについては、それぞれの首長あるいは自治体の考えることでありますので、その方の考え方からいけば、お話し合いをする機会は設けることは可能だと思いますが、それに対して他の自治体がど

う反応するかは微妙だと考えております。

また、合併浄化槽の負担金と下水道の負担金、これを考えると、当然下水道の方が負担が多くなります。先ほどお話しいただきましたように 10 倍になる。じゃあ、これが水道の場合はどうでしょうか。水道も同じです。水道の場合に、一部の住宅の方々が上水道を、あるいは簡易水道をいただいております。じゃないところには、自分の井戸から引き水をしたり、あるいはポンプでアップしている。そこには補助金も出していません。となると、これの方がもっと不公平かもしれません。

そういうところからいって、いずれにしましても、水そしてまたこの汚染については、特に汚染の場合には環境に相当な影響を及ぼす。そしてまた、世界環境の中でどう対策するかというのが、温暖化あるいはすべての地域の方々がどうその生活を守っていくかという生活基盤だと思っておりますので、多少の誤差があっても、その守る地域と、そして一部の地域においてはそういう多大な投資をされるかもしれませんが、そのほかについても、おただしのように合併浄化槽についての引き上げについては、先ほど申し上げましたように、5 町村が今統一されておられませんので、今後検討して対応してまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 永山 弘君の再々質問を許します。

○1 番（永山 弘） 今、市長から伺いました。確かに市長の考えも理解できます。

ただ、この田村市にとって何が一番得策なのか今後よく検討していただいて、「後世に悔いを残さない」、「水をきれいに」、これはだれもが望むし、環境を整備してもらうのに、「おれは反対だ」と言う人は一人もいません。これを望んでおります。そういうことを考えて、今後進める 20 年以降の計画に関しては、見直しを図っていただいて事業を進めていくと。それと同時に、合併浄化槽に対しての補助金、これもぜひアップをして、なおかつ計画的な区域を決めて進行させていくようお願い申し上げます。

それから最後に、私は、9 年度の事業計画概要を持ってきました。これは、ことしの 6 月の予算委員会のときにいただいた資料です。これを見ますと、滝根町の人口は 5,950 人とあるんですが、その当時には、滝根町には 5,460 人しかいませんでした。もうちょっと資料で数字も出すときには、目を通してもらって、きちっとしたものを出してもらわないと、前にも言ったように、総額だって 250 億円なんだか 210 億円なんだか 230 億円だかわからない、雲をつかむような、そういうあいまいなことでは先心配でしょう。今後、そういうことのないようにしていただいて、再々質問だということから後できませんからやめます

けれども、ぜひ合併浄化槽に対する補助金のアップ、それは市長にお願いしておきますからよろしく。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暉） その平成9年度の統計で示されている数字が間違いではないのか、あるいは職員の方に確認したときに再度変わった数字とか、これらについてはきちっと対応するように、私の方からもきつく全職員に申し上げるつもりであります。

また、合併浄化槽の補助率の引き上げということが再々質問でありましたが、先ほども申し上げましたように5町村になりました。同じ区域で、同じ市内の中でどうあるべきかは、高いところと安いところがあります。一番高いところが滝根町の84万円ちょっとということであります。じゃあ、それをそれ以上にしなければ、「滝根の市民の方々は同じであって、別な方がアップでは何の意味もない」という言葉も聞かれるかもしれませんので、全体的に、また、おただしのように、財政が硬直化しているということで89.何ぼということでありますから、それらも考慮しながら考えてまいりますので、これで再々質問にお答えいたします。

○議長（三瓶利野） 永山 弘君。

○1番（永山 弘） 努力をしていただくお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて1番永山 弘君の質問を終結します。

以上で、本日の一般質問、午前の部を終了しました。

これより休議としまして、午後1時より再開いたします。

午前11時30分 休議

午後 1時00分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。60番大和田一夫君は、本日午後欠席する旨の届け出をしておりますので、報告いたします。

引き続き一般質問を行います。

次の質問者、54番半谷理孝君の発言を許します。54番半谷理孝君。

（54番 半谷理孝議員 登壇）

○54番（半谷理孝） 54番半谷理孝でございます。

通告のとおり一般質問をいたします。

まず、合併前に比べ、旧船引及び滝根町で収支比率が特に悪くなっております。これも、合併効果と考えていいのかどうかお尋ねをします。

- 議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。
- 総務部長（相良昭一） 54番半谷理孝議員の経常収支比率についての御質問にお答えをいたします。

経常収支比率は、地方公共団体が支出している人件費、物件費、扶助費、補助費及び公債費など、経常的経費に市税、地方譲与税及び地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されたかを示す比率であり、比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しております。

5町村の経常収支比率を合算した数値の推移につきましては、平成13年度及び平成14年度が80%台前半を維持したものの、平成15年度には84.9%、田村市となりました平成16年度が89.6%と高くなっております。合併前の平成15年度と合併後の平成16年度を比較いたしますと、4.7ポイント経常収支比率が高くなっておりますが、その要因は、地方交付税及び臨時財政対策債合わせて約7億2,000万円の一般財源が減少したことが大きな要因でないかと考えております。その他の要因といたしましては、歳出において人件費や維持補修費が減少した反面、補助交付金や社会福祉費における扶助費等が増加したことによるものであります。

経常収支比率は、市の場合、75%以内が安全ゾーン、76%から79%がまでが要注意ゾーンとされており、80%を著しく超える地方公共団体は、財政構造が硬直しているとされておりますので、田村市におきましては、財政構造が硬直化していることがうかがえます。

おただしの旧船引町及び滝根町の平成15年度の経常収支比率は、それぞれ81.9%と82.5%であり、旧5町村の合算値84.9%を下回っており、他の3町村は合算値を上回っております。

しかしながら、先に申し上げましたとおり、合併後に経常収支比率が増加した最大の理由は、交付税及び臨時財政対策債が大幅に減少したことであり、これに比べ、合併によります財政状況が平準化された影響は少ないものと考えております。

適正比率に向けての改善方策であります。経常一般財源に大きな割合を占めます地方交付税や臨時財政対策債は、今後も縮減していくものと考えられますので、今後、職員定数の適正化による人件費の総体的な抑制や消費的経費の節減、一部事務組合の負担金の支

出、特別会計の繰出金等、経常的経費の縮減につきましては、なお一層厳しく見直しを進めてまいります。

また、予算編成におきましても、さらなる経常経費の節減、合理化を図り、引き続き一般行政経費の抑制に努め、経常収支比率が少しでも低く抑えられるよう財政運営に努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 54番半谷理孝君。

○54番（半谷理孝） この件については、8月5日、福島民報で公表されておりますので、市民の皆さんは注目しているんじゃないかなというふうに考えるところでございます。合併の目的の柱というのは、財政の健全化ではないかというふうに考えるところでありまして、長期的な視点で改善をされますように要望を申し上げ、次に移りたいというふうに思っています。

道路網の整備によりまして、外部からのごみ投棄や窃盗等の事件がふえております。ヨークベニマル小野店の金庫、JA七郷支店ガソリンスタンドの金庫持ち去りや、春山地区及び七郷、雨乞平林道への建築廃材の投棄は記憶に新しいところでございます。個人が対象になった2種類にも及ぶ犯罪についても、特に磐越道沿いで増加が目立っております。過年度には放火の事件もありました。そういった対策について伺いたいということでございますので、お願いを申し上げます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 次に、防犯対策についての御質問にお答えいたします。

道路網の整備によって、外部からのごみ投棄や窃盗、空き巣等の事件がふえた。特に、磐越道沿いで被害が多発している、その対策について申し上げますが、高速道路のインターチェンジ付近や雑木林などで、人目につきにくいところに冷蔵庫、テレビ、タイヤ等の粗大ごみが、心ない人により捨てられていることがあるため、田村市としては、本年7月に環境指導員 100人の方々に委嘱をし、その方々を中心に常時パトロールを行い、監視体制をとっているところであります。また、市内の各郵便局及び東京電力浜通り電力所と廃棄物等の不法投棄の情報提供などの協定を結び、発見された不法投棄物については、県や警察署と連携を図り、原因者の追及をしてまいります。原因者が不明の場合は、区長、環境指導員あるいは土地の所有者に御協力いただき、撤去作業を行ってまいります。

次に、窃盗、空き巣等の事案対策について申し上げます。

おただしのとおり、田村市管内におきましては、本年1月から8月末日で、車上ねらい、

自転車盗み、万引き、自販機ねらい等の窃盗犯件数は7件で、前年の99件と比較し、28件減少いたしております。また、空き巣は22件で、前年の18件と比較し4件増加しております。これら街頭犯罪等は、全体的には減少の傾向にあるものの、市民の生活を脅かす空き巣が増加傾向にあることは憂慮すべき状況にあります。

田村市といたしましては、街頭犯罪等を減少させるため、市の公用車全車に「安心・安全パトロール」のステッカーを張り、巡回したり、警察署との連携をさらに図りながら、防犯協会や常葉町、都路町に結成されました地域防犯ボランティア組織などの協力をいただきながら、地域の巡回や啓発活動により犯罪の未然防止を図り、安心して安全なまちづくりに努めてまいります。

最後にお話しいたしますが、道路がよくなってこのようなことが起きるとするのは、本来は、道路事情がよくなって地域の生活利便が図られていることは間違いのないと思います。そこで、その犯罪を犯す人が本来は悪いのでありまして、その対策につきましては、それぞれの各自治体でも対策は練られていると思っておりますが、それは教育にもあり、また、その地域のボランティア、あるいは地域の住民の意識がいろんな角度から改革されなければ、このようなことがどんどんとふえてくると思っております。ただ単に道路がよくなったからふえるということではない現象にもあると思っておりますので、さらなる地域活動に行政としても真剣に取り組んでまいります。

○議長（三瓶利野） 半谷理孝君。

○54番（半谷理孝） 過年度になりますが、いわき市で廃油の投棄があり、県でも多額の経費を負担したという事案があったばかりでございます。撤去をする経費を支払う、行政が負担をするよりも、未然に防いだ方が経費がかからないわけでありますので、そういった配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

なお、けさ、七郷の駐在所で資料をいただいております。芦沢地区と七郷地区を比べさせてもらったわけですが、置きかえれば、努力した地区としなかった地区の例をここで挙げさせていただきたいというふうに思います。

芦沢地区では、行政を挙げて、ごらんになったかもしれませんが、このようなポスターを各地に掲示をしておりますが、3年間の数字でございますが、芦沢地区は2件でございます。七郷地区の場合、放火等を除いた部分で5件ありました。ことし、2カ月ほど前でございますが、地元の七郷区長会が、その芦沢の例を見習いまして設置した結果、被害届けというものが6分の1に減少したということでございますので、もし参考になるという

ことであれば、市の方でも考慮いただきたいというふうに要望を申し上げます。

次に移ります。

住民の素朴な疑問について4点お尋ねを申し上げます。

市の財源である鉱産税に御影石が含まれていないのはなぜか。

2番、施設介護と在宅介護、行政の負担が少ないのはどちらか。

3番目、資源とごみの境界、行政ではどのような線引きをしているのか。

4点目、ドジョウや沢ガニの生息地が激減しております。公共工事で環境への配慮があったのかどうか。以上でございます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 住民の素朴な疑問についての御質問にお答えをいたします。

初めに、市の財源である鉱産税に御影石が含まれないのはなぜかについて申し上げます。

田村市の鉱産税につきましては、現在、市内5カ所の鉱山から産出された石灰石につきまして、鉱業者に課税をいたしております。鉱産税の課税につきましては、鉱物の採掘事業に対し、鉱物の価格を課税標準として課税するものであり、その鉱物は、鉱業法第3条の規定に基づき、金、銀、銅、石炭、石油など4種類が適用されております。おただしの御影石につきましては、鉱業法第3条の規定に基づいた鉱物に含まれておりませんので、課税対象外となります。

○議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 次に、介護施設と在宅介護では、行政負担が少ないのはどちらかについて申し上げます。

施設サービスは、介護保険施設に入所して介護サービスを受けるもので、目的により介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービスの3種類のサービスがございます。施設サービスを利用できるのは、要介護1から要介護5に認定された方となっております。利用者は、要介護状態区分に応じまして介護サービスの基準額の1割相当額及び食費の一部並びに特別なサービスの費用や日常生活などを負担しております。介護保険からの負担は、介護サービス費用の9割分と食費の保険給付分の合計となっております。

また、介護サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具の貸与、ショートステイサービスなどがございます。利用者は、要介護状態の区分に応じまして介護保険で利用できる1カ月の上限

額が決まっておりますが、利用者は、かかった費用の１割を負担し、残り９割については介護保険からの負担となっております。

おただしの施設介護と在宅介護における行政負担についてであります。平成 16 年度給付分の決算状況によりますと、施設介護サービスでは、月平均 29 人に対しまして 7,847 万 1,000 円の支払いがあり、１人当たりの平均支払い額は約 2 万円となっております。これは、要介護度が高い方ほど施設に入所されているためのものと考えられます。これに対し、在宅介護サービスでの保険給付額は、月平均 1,298 人に対しまして 9,743 万 7,000 円の給付がありまして、１人当たりの平均額は約 7 万 5,000 円となっております。

このことから、１人当たりの月額平均では、比較いたしますと在宅介護サービスの方が施設介護サービスより行政負担が少ないといった状況にございます。

次に、資源とごみの境界、行政の線引きについて申し上げます。

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、動物の死体や汚物または不用物など、１種類を定義づけております。その中で、市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物をごみと資源物に分けております。

田村市においては、日常生活の中で排出されます生ごみや日用品で、原型を有しない壊れたものや再生できないもの、あるいは壊れたガラス類、なべ、瀬戸物等をごみとし、不用物の中で容器リサイクル法で分別収集が義務づけられましたスチール、アルミなどの缶類、ペットボトル、白色トレイ、紙類や瓶、３通りの計 7 通りを資源物として収集しております。田村市は、合併前の平成 9 年から、5 町村それぞれが分別収集を開始しており、法律に基づいた分別収集が徹底しておりますが、家庭から出される生ごみにつきましても、商工会女性部や学校等と連携し、ＥＭ菌を活用した有機肥料化の推進を図り、ごみの減量化や水質改善など環境対策への取り組みを進めております。以上でございます。

○議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 次に、ドジョウや沢ガニの生息地が激減している。公共工事で環境への配慮はあったのかについて申し上げます。

少し遠い昔、自宅近くの農業水路や小川には、メダカやドジョウ、フナなどが泳ぎ、生物の生息・生育の場として豊かな生態系を支えておりました。

しかし、国内は高度経済成長に入り、農業従事者の兼業化・高齢化が進む中で、農地の構造改善により営農形態も機械化・省力化され、湿田は乾田に、水路は除草の必要のない

コンクリート水路へと変わってまいりました。また、河川改修を含む治水事業が進められ、住民が洪水被害を受ける危険性が格段に少なくなり、また、取水堰等の設置により、生活に不可欠な水の確保が容易になった一方で、公共工事での環境への配慮が余りなされなかったため、河川や水路等に段差が生じるなど、上流・下流方向の連続性がなくなり、大部分がコンクリート化され、急速に生物の生息・生育の場としての機能が低下してまいりました。その結果、身近な水域に支えられてきた生態系も大きな影響を受け、生物の生息種類や個体数の減少を招いてまいりました。

このようなことから環境に対する関心が高まり、平成9年に河川法が改正され、環境の整備・保全が規定されたことにより、河川改修や河川災害復旧等の公共工事においては、従来の治水優先の川づくりから、水上の安全を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しないよう、自然環境と調和のとれた川づくりへと変化してまいりました。

田村市におきましては、国の方針に基づき、河川災害復旧工事等について、その川やその周辺に生息・生育する生物や動植物の生育・生息環境をできるだけ改変しないような工法、例えば環境に配慮し、すき間に穴があいて魚巢や植物が生息・生育できるようになっているブロックやかごマット系、または木ぐい、さく等を検討し、工事を実施してまいったところでございます。今後も、引き続き河川環境及び動植物の生息・生育環境の保全・復元に、可能な限り積極的に努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 半谷理孝君。

○5番（半谷理孝） 私は、特定の石屋さんとかU字溝を製造しているメーカーが頭にあって質問しているわけではありません。

家族に一人、介護が必要な方があった場合に、一人が仕事をやめて、その介護に当たらなければならない。そういったことで、歳入を幾らかでもふやしながら、事業における歳出を減らすことによって福祉の方にも配慮ができるのではないかなというような考えのもとに質問をさせていただいたところでございます。

また、学校教育等でも、捨てればごみでございます。再利用すれば資源に変わるわけでございますので、そういったことも今後お含みおきをお願い申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三瓶利野） これにて5番半谷理孝君の質問を終結します。

次の質問者、2番木村高雄君の発言を許します。木村高雄君。

(2 番 木村高雄議員 登壇)

- 2 番 (木村高雄) 3 項目について質問をいたします。

まず最初は、小規模修繕契約者登録制度の実施についてであります。この登録制度は、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登載されていない方を対象に、市が発注する小規模な修繕契約のうち、内容が簡易でかつ少額な修繕契約、例えば 50 万円以下を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって市内業者の受注機会を拡大するものであります。この制度を田村市でも実施すべきではないかということで、市当局の答弁を求めます。

- 議長 (三瓶利野) 当局の答弁を求めます。相良総務部長。
- 総務部長 (相良昭一) 2 番木村高雄議員の小規模修繕契約希望者登録制度の実施についてのご質問にお答えいたします。

田村市における建設工事施工業者につきましては、良質な工事施工のため、建設業法の許可を有し、経営事項審査を受けている者から入札参加資格申請書の提出を受け、田村市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づき、原則として指名競争入札で決定いたしております。また、小規模な修繕、工事、または製造の請負で田村市財務規則の規定に基づく 130 万円以下の金額の工事等につきましては、随意契約として 2 業者以上から見積もりを取り、低い金額の業者と契約を締結し、施工いたしております。

おただしの小規模修繕契約希望者登録制度の導入につきましては、施設等の簡易な工事や小規模修繕等について、入札参加資格申請書の提出のない地元業者の受注機会を拡大する観点からも、一つの選択肢であると考えられますので、十分制度の研究を進めてまいります。

- 議長 (三瓶利野) 木村高雄君。
- 2 番 (木村高雄) この制度については、全国で 318 自治体が行っておりまして、福島県では、福島市などを含めて 17 の市町村が行っているわけです。それで、この事業で特徴的なことを言いますと、とにかく登録していれば、公共事業がいつかは回ってくるという観点と、あと、例えば福島市なんかは、税金を滞納している業者さん、この方たちにも仕事を与えて、その益金によって税金を納めてもらうということもあるので、ぜひとも経済効果を促すためにもこの制度を実施していただきたいというふうに思います。

続きまして、最初の白石議員とダブるわけでありまして、アスベストの調査と対

策についてであります。

現在問題になっているアスベストは、田村市内の公共施設、水道管にも使用されていると思いますが、その調査結果について公表を求めます。

また、今後の対応はどのように行うのか答弁を求めます。

- 議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。
- 産業建設部長（塚原 正） アスベストの調査と対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、アスベストの調査結果について申し上げます。

公共施設の調査結果につきましては、4番白石治平議員にお答えいたしましたとおり、市の全公共施設である 772施設のうち 28施設で使用されている可能性があります。その内訳は、滝根 6、大越 3、都路 9、常葉 3、船引の 7 施設で、施設での主な用途箇所は事務所、焼却施設、斎場、集会施設、住宅関連施設、自転車停留施設、学校及び体育施設等の本体及び附属施設となっております。

また、水道管につきましては、石綿セメント管が、総延長 252.8キロメートルのうち約 57.1キロメートル使用されております。厚生労働省及び世界保健機関より健康への影響はない旨の通知を受けております。

今後の対策・対応につきましては、公共施設について詳細な調査・分析の結果を踏まえ、速やかに対応してまいります。また、水道管に使用されている石綿セメント管につきましては、今後、年次計画により敷設替えをしてまいります。

- 議長（三瓶利野） 木村高雄君。
- 2 番（木村高雄） 石綿管については、いわゆる影響が少ないという今の答えでありますけれども、しかし、石綿管の除去に対しては、国は3分の1の補助を出しているわけですよね。ということは、やはり石綿管は危険な物質だということの裏づけだと思うんですよ。そういう面からも、やはり速やかに、できるだけ早くこの石綿管から塩ビ管または鉄管にかえるよう要請したいと思います。

それから、文部科学省から8月5日に通知が来ているかと思うんですけれども、学校におけるアスベストを含有する製品の取り扱いについてということでもありますけれども、今、公共施設の吹きつけとか石綿管だけの問題の答弁だったわけでありまけれども、その内容でありますけれども、昨今、事業所などでのアスベスト被害が社会問題化しております。そのため、学校などの設置者などにおいては、学校の理科の授業などにおいて使用さ

れる石綿つき金網、その他実験機器などや学校給食の調理時に調理員が使用する耐熱手袋など、アスベストを含有する製品について、使用状況の把握と石綿を含有しない製品への代替に取り組まれるようお願いします。

なお、「アスベストを含有する製品の廃棄に当たっては、廃棄後、被害の生じないようにするため、各都道府県廃棄物行政主幹関係部との連携のもと適正な処理をする必要があります。都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校及び各種学校に対し、このことについて十分周知を図られるようお願いします」という通達が来ているわけでありますけれども、田村市の教育委員会では、こういった調査は行ったんでしょうか、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 教育次長。

○教育次長（宗像泰司） ただいまおただしのありました文科省からの通知等について、教育委員会では、それぞれ調査を完了し、報告を県の方にはしております。（「調査結果についてはどうだったのか」の声あり）

○議長（三瓶利野） 教育次長。

○教育次長（宗像泰司） 石綿つきの金網、理科の実験用に使うやつなんですけど、これは 54 枚ございました。これらについては、11月に業者に処置を依頼する予定でございます。現在のところは、安全に保管されております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2 番（木村高雄） 11月というのはちょっと遅過ぎるんじゃないでしょうか。11月末まで待つ必要は私はないと思います。すぐ即座にそれは処理するべきじゃないですか。

それと、そのことについて、調理用の手袋なんかは調べたかどうか答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 教育次長。

○教育次長（宗像泰司） 調理用の手袋につきましては、調査いたしました。その結果、現在、1枚もございませんでしたので、御報告申し上げます。（「その 11月まで待つ……」の声あり）

○議長（三瓶利野） 教育長。

○教育長（大橋重信） アスベストの廃棄先が決定されないものですから 11月という答弁を申し上げたんですが、アスベストの廃棄先を早急に探しまして、11月まで待たないで早急に処理いたします。

○議長（三瓶利野） 再々質問終わっていますので。木村高雄君。

- 2 番（木村高雄） このアスベスト問題で最後に一言言わせてもらいたいですけれども、アスベストは熱に強く、燃えにくい、電気を通さない、薬品に強く腐食しにくい、曲げる力や引っ張りにも強い、値段が安いといった特徴があります。このため、「奇跡の鉱物」と言われ、工業用から電気製品、日用品に至るまで、約 3,000 種に上る広い範囲で使われました。その 9 割は天井、角材、スレートがわらなど、建築材として使われております。

アスベストが発がん性物質とアメリカで指摘されたのは 1935 年、実に昭和 10 年であります。6 年には、アメリカのニューヨーク科学アカデミーの国際会議で肺がん、中皮腫を発生させる警告が勧告として出されました。7 年には、国際機関である世界保健機構 WHO や国際労働機関 ILO がそれぞれ危険性を指摘しました。80 年代には、既にヨーロッパ諸国で相次いで全面使用禁止になりました。アメリカでも、89 年からアスベストの生産、輸入を段階的に規制しています。

しかし、日本では、60 年代の高度成長から、建物や製造現場でアスベストが大量に使われ、70 年代から 90 年代初めにかけて輸入がピークになっております。日本政府は、7 年にアスベスト製造加工工場の吸引防止策などを盛り込んだ特定化学物質など、障害物予防規則をつくりましたが、これは工場内だけであります。7 年に、旧環境庁も、委託調査で工場周辺の健康被害を調査しましたが、89 年までに排出基準をつくりませんでした。やっと 75 年になってアスベスト吹きつけを禁止しました。しかし、既に使われたアスベストの撤去は行われていません。9 年になって、毒性の強い青・茶石綿の製造を禁止しましたが、これも回収は行われていません。政府が、アスベストを原則禁止にしたのは 2004 年になってからであります。それでも、代替品のないものは除かれ、完全禁止は 2008 年まで先送りとされています。特に、ことし 3 月末時点でも、繊維強化セメント板 7 万 7,000 枚、屋根用化粧スレート 9,000 平方メートル相当などの在庫があります。2004 年 10 月以前に製造したものは、経過措置として販売が認められていると、こういうことであります。

こうした背景があるのは、メーカーが集まった石綿協会の要請とともに、鉄鋼、造船、石油化学、自動車、ゼネコンなどの大口ユーザーの利益や要求を優先するという政府の姿勢があったことは明らかであります。その責任は大変重大であります。そういったことから、この問題については、長期的な問題ととらえずに、やはり私たち地方議員としても調査を続け、速やかな撤去を望むべきだと、このことを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

さて、3 番目の質問であります。

介護保険の受領委任払い制度の実施についてであります。

介護認定を受けた方が、住宅改修、介護用品の購入など、田村市では償還払いとなっていますが、利用者の負担を軽減するため受領委任払いの制度を実施すべきでないか答弁を求めます。

- 議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。
- 市長（富塚宥暉） 次に、介護保険・受領委任払いの実施についての御質問にお答えいたします。

住宅改修につきましては、在宅の要支援及び要介護者が手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、一たん自己負担した後、申請をすると、保険給付分として限度額 20 万円の 9 割相当額が支給されます。また、在宅の要支援及び要介護者が入浴や排せつ等に用いる福祉用具を購入したときにつきましても、同様の手続により毎年 10 万円の限度額の 9 割相当額が支給されることになっており、このことは御案内のとおりであります。

おただしのように、償還払いではなく、利用者が事業者へ 1 割相当額を支払い、残りの 9 割相当額を介護保険から事業者へ支払う受領委任払いをする方法がとれないかとのことでありますが、制度上の問題もありますが、可能と考えておりますので、事務手続が済み次第対応してまいります。

- 議長（三瓶利野） 木村高雄君。
- 2 番（木村高雄） 対応するということで、大変利用者も安心して介護用品の購入、それから住宅改修ができるのかなというふうに思っています。

再質問になりますけれども、私、ちょっと担当課に通告しておきましたけれども、県内では、どのぐらいの市町村でこれを実施しているのか答弁を求めます。

- 議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。
- 生活福祉部長（秋元正信） おただしの件でございますが、田村市以外、今、大きなというふうな面から 10 市及び隣接三春、小野町対応状況について調査しましたところ、10 市の中で原町市におきましては、合併後実施に向けて検討中ということです。いわき市におきましては、平成 14 年 8 月から福祉用具購入費のみ実施しておりますが、住宅改修は検討中であると。それから、福島市、会津若松市、郡山市、須賀川市、喜多方市、二本松市等においては、平成 13 年から実施しておりまして、相馬市につきましては、住宅改修はやっておりますが、福祉用具購入費については実施しない。それから、白河、三春、小野町もまだ未実施の状態でございます。先ほど市長からありましたように進めてまいりたいと、こ

う考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 先ほど申したように、やはり1割を支払うだけで負担が軽減されるということでございますので、ぜひとも早急に実施することを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて2番木村高雄君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は1時55分といたします。

午後1時44分 休議

午後1時57分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。3番宗像宗吉君は、所用により途中退席いたしました。

引き続き一般質問を行います。

次の質問者、4番吉田 忠君の発言を許します。吉田 忠君。

（4番 吉田 忠議員 登壇）

○4番（吉田 忠） ただいま議長よりお許しがありましたので、4番吉田 忠、通告により一般質問をさせていただきます。

合併し、3月に新生田村市が誕生して6カ月になり、省みたとき、あっという間の半年でした。その間、市長選があり、市長が決まり、助役、収入役が就任し、「田村市丸」の航海が始まりました。この田村市には、4万5,000人の市民が乗っております。この市民の安全・安心は、「田村市丸」船長である市長の手腕にかかっています。晴天のときばかりではありません。台風や、あるいはしけに遭うかもしれませんので、常に目配り、気配りが必要だと思います。

それでは質問に入ります。

まず、第1番目の質問事項については、田村市の入札関係について質問させていただきます。

田村市全体でまだまだおこなっている道路網の整備、とりわけ旧町村間の道路網は特にひどい状態に思われます。さらに、狭隘なための拡幅工事等インフラ整備は、完全とはいいかねます。

このように整備をしようと思うと、計画、測量、地権者、土地の買収、施工業者の選定、あるいは入札、工事施工、完成、検査と流れがあり道路ができたり建物ができたりするのかなというふうに思います。その中で、私の耳にもいろいろ入ってくることがあります。まず、その耳に入ってくる一つは、入札の方法であります。

例えば、ある業者の方は、船引方式だとか、今まで旧町村の入札よりも後退したのではないか、余りにも時間がかかり過ぎるとか、駐車場が狭いとか、入札参加業者は参加させてもらっているので何も言えないのが現状ではないかと思います。

そこで、質問の第1点ですが、田村市内企業で、一般土木、建築、下水道の入札に参加している企業は何社あるのか。

また、第2点目は、入札に参加している一般土木、建築、下水道業者の格付を行ったと思うが、その内容について何点かお伺いします。

まず一つ目は、業者の格付は、市が定めた等級の基準値、その他があると思います。市が定めた基準というのは、何を参考にしたのかお伺いしたい。

それから、第2点目は、S、A、B、Cとランクづけされていると思いますが、その基準はどのようになっているのか。

それから、3点目ですが、ランクづけに対して書面の審査なのか、それとも旧町村の担当課の打ち合わせ事項等があったのかどうかもお伺いしたいと思います。

4点目は、業者は、入札に関して税金の滞納は当然ないと思いますが、国・県・市税の滞納をチェックした上で参加させているのかもお伺いしたいというふうに思います。

それから、大きな3点目なんですけど、各行政局長に任せられた100万円以上、1,000万円までの入札は、すべて本庁舎入札となっていますが、各行政局単位に入札するのがクラスターの合併と思うが、その辺もお伺いしたいというふうに思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 4番吉田 忠議員の田村市の入札関係についての御質問にお答えいたします。

初めに、入札参加している市内業者は何社かについて申し上げます。

田村市内の企業であります。市内に支店・営業所を有する業者を含めて一般土木で69社、建築で46社、下水道で66社であり、それぞれ重複して登録されておりますので、実数は88社であります。

次に、業者の格付につきましては、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格

審査及び指名等に関する要綱に基づく基準により、福島県知事が審査した各業者の経営事項審査結果の客観点数に基づきランクづけをいたしております。

業種別の格付につきましては、一般土木工事につきましては、Sランクが 1,000点以上、Aランクが 650点から 1,000点未満、Bランクが 650点未満、Cランクは、経営事項の審査を受けていない業者であります。建築工事につきましては、Sランクが 1,000点以上、Aランクが 700点から 1,000点未満、Bランクが 700点未満、Cランクは、経営事項の審査を受けていない業者であります。下水道工事につきましては、土木、水道を加算した点数が、Sランクで 2,000点以上、Aランクが 1,300点以上、Bランクが 1,300点未満であります。

また、ランクづけに対して書面のみの審査なのか、旧 5 町村の担当課の打ち合わせがあったのかとのおただしであります。経営事項審査結果は、県知事が審査する公の書面であり、公正・公平に業者を評価するには、最も適切な資格審査であるとの観点から、指名競争入札参加者資格審査委員会において経営事項審査結果をもとに客観的に格付をいたしております。

また、入札参加資格要件といたしましては、田村市の工事等入札参加有資格者名簿等に登載されていることや、指名停止を受けていないことが要件となりますが、国・県・市税の未納チェックにつきましては現在のところ行っておりませんので、今後、工事入札の指名に際しては、市税等の収納状況をチェックできるシステムを構築してまいります。

次に、各行政局長に任せられていた 1,000万円までの入札は、各行政局単位に入札するのがクラスターの合併と思うがについて申し上げます。

現在、田村市財務規則の専決規定に基づき、1,000万円以下の工事につきましては、工事の起工、入札参加者の決定、予定価格の決定、工事請負契約の締結が各行政局長にゆだねられており、執行されております。御指摘のように、入札につきましては、月 1 回を基本に、本庁で一括して行っておりますので、入札に関する事務については、合併準備班の検討結果により総務部財政課が行っております。

おただしのように、各行政局ごとに入札執行することになれば、同じような入札事務を繰り返すことになり、各行政局職員の負担がふえることと、入札に参加する業者も、日時、場所に制約を受けることとなりますことから、でき得る限り事務の統合によって行政の効率化を図り、多様化・高度化する行政需要に対応していくことが合併の目的でもありますので、現行の入札制度についての御理解を賜りたいと存じます。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○4番（吉田 忠） 詳細にわたって答弁いただいたわけですが、何点か再質問させていただきます。

まず、業者選定に関して、入札の滞納についてをまだチェックしていないというような部分なんです、これは、先ほどの木村議員とは若干私の部分は違うんですが、やはり滞納している部分、これは参加する資格ないと思うんですね。それをチェックしていないということは、今後やはりチェックしていただきたいなというふうに思います。

それから経営審査結果、これは今のお話ですと、業者選定に反映されているというようなことなんです、例えば、じゃあ経審の中のその他の審査項目に社会性があると思うんですが、例えば雇用保険の加入の有無等、それから今まで公共工事をやっていたのかどうかというような部分、また、最低でも労災保険には加入していると思うんですが、そのチェック、それから専門技術者、工事をするからには、必ずその専門技術者というのがいると思うんですね。そのチェック、この辺はどのようになっているのか。

それから、例えば一般土木と建築の方に同じ業者が入っているとした場合に、この審査の方法、これは経審も含めて当然ランクづけされていると思うんですが、土木業者が専門で建築もやっているというような部分で、例えばAランクのその業者の一般土木と、それから建築が同じ審査基準なのかどうか、その辺も再度お願いしたい。

それから、最後に、やはり一般土木、建築、下水道とありますが、各社の点数が出ていると思うんですね、公表するからには、ランクづけするからには。そうした場合に、これは皆さんに公表できるのかどうか。県の方では公表していると思うんですが、市としての審査の結果の公表はできるのかどうか、その辺も再度お願いしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 業者選定における滞納の件についてお答えいたします。

過去にはしたことがございますが、合併してからは、いろんな関係でしていなかったということでありますので、これらについては、おただしのとおり実施してまいります。

第2点目の経営資格審査について、市単独で客観的に見ているのかと。これは大変難しい問題が発生します。というのは、福島県ですと、公共土木あるいは一般的に土木をした場合、その点数が積み重なってまいります。そしてまた従業員数、先ほどお話しのように雇用の関係、機械の関係とか、そういったものが加算されて点数が格付されております。となりますと、県の土木工事あるいは一般の方の請負されなかった業者は、ぐっとランク

が下がってまいります。そういうことにおいて、じゃあ、市として客観的に点数を見直して、あるいはつけた場合に、どれをもって何を根拠にするかが今見えないところがございますので、これらについては、田村市になりましたので、市としての方針も固めていかなければならないと考えておりますので、おただしの件についても実施してまいりたいと考えておりますが、時間的余裕はいただきたいと思います。

さらに、一般土木と建築関係の場合のランクづけで、確かに一般土木では点数が高くて、建築の方では建築士一人がいる。その場合に、両方合わせて建築の方にも入札参加できるのかというと、不公平感が出てまいります。その辺は、これから慎重に分類いたしてやってまいりたいと思います。

第4点目になりますが、各社の点数の公表であります。県も公表しております。田村市としても、公表することはやぶさかでございますし、業者の方には点数を公表して、S、A、B、Cというふうなことでいわゆる入札参加していただいております。そういうことで、一般の方々にも公表は可能であります。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○4番（吉田 忠） 今、市長の方から点数も公表する、それから滞納もチェックするというふうな部分で前向きな答弁いただきましたんですが、この経営審査事項とか、私は仕事柄知っているわけなんで、普通、余りわからない部分かなというふうに思うんですね。そういうふうなことからいいまして、やはり、さっきのランクづけがわかるのであれば、点数ごと議員にだけでも公表してもらいたい。議員に公表するということは、市民に公表するということと同じだと思いますので、その辺をよろしく願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

近年、特に自然災害が多く感じられます。例を挙げると、平成10年8月の豪雨、平成14年7月の台風6号、10月の台風2号、平成16年7月、二度にわたる豪雨、平成16年10月の新潟中越地震、さらに8月1日発生の宮城県東方沖の地震。一方海外では、アメリカ、ニューオーリンズで発生した超大型ハリケーン、カトリーナは、死者数千人に上り、いまだに復興のめどが立っていないのが現状であります。

また、国内でも、台風14号が九州に上陸し、記録的な大雨により、西日本に甚大な被害をもたらしました。死者・行方不明は、アメリカのハリケーンのような死者・行方不明にはならなかったものの、30人弱の死者・行方不明者が出ました。幸いにして、我が田村市は大した被害もなく、安堵しているのが現状であります。

日本は、台風、地震になれているとはいえ、このような自然災害でも、多少予測がつく台風及び豪雨、そして予測ができないのが地震であります。また、大規模災害が発生しても、最小限の被害で済むような対策あるいは危機管理が必要と常日ごろより思っております。さらに、田村市民が安全で安心して暮らせるために、次の３点について質問をいたします。

一つ目は、８月１日、午前１時４分に宮城県東方沖を震源とするマグニチュード 7.2の地震が発生し、田村市内でも震度５強の揺れを感じたが、田村市本庁及び各行政局は、どのような危機管理対応をしたのかお伺いいたします。

二つ目は、台風、豪雨等の大規模災害が予想されるとき、旧町村にはマニュアルがありました。合併し、新市となった今、どんなマニュアルがあり、市民には周知徹底しているのか、また、その危機判断はだれが判断するのか。

三つ目は、旧町村で姉妹都市提携をしている町村があると思いますが、その中で、旧常葉町では東京中野区との姉妹都市提携をしております。冒頭、白石治平議員のときの市長の答弁にありましたが、豪雨で、中野区それから杉並区に非常な災害が出た報道等がありますが、その冒頭にお見舞いを申し上げたというような話を聞きました。そういうことを踏まえて、提携の中で災害援助協定を結んでいたが、合併協議会ではすべて新市に引き継ぐとなっていますが、現在、中野区との関係で、そのような防災協定というか災害援助協定というか、そういうふうな部分の進みぐあい、どのようになっているのかも伺いたいというふうに思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 大規模災害と危機管理についての御質問にお答え申し上げます。

初めに、８月１日発生地震に対して、田村市本庁及び各行政局はどのような危機管理体制で対応したのかについて申し上げます。

地震発生と同時に、本庁におきましては、各行政局に連絡をとり、被害発生の有無について確認をするよう指示をいたしまして、各行政局の防災行政無線により余震の発生に注意を促すとともに、各家庭にある灯油タンク等の転倒並びに公共施設の埋設タンクの亀裂などにより油の漏れがないか確認・報告を周知いたしたところでございます。

なお、4番白石治平議員の御質問の中でも申し上げましたが、田村市は、合併により防災行政無線が旧町村ごとになっておりまして、防災行政無線の整備統一に向けた調査を行

うため、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

また、各行政局にあっては、被害状況の収集及び管内を巡回し、危険箇所等の把握に努めた結果、屋根がわらの落下等、被害が7件ほどありましたが、幸い人的な被害はございませんでした。

次に、台風、豪雨等の大規模災害で、旧町村にはマニュアルがあったが、合併し、新市となった今、どんなマニュアルがあり、その判断はだれがするのかについて申し上げます。

お話のように、合併以前の町村には地域防災計画がありましたが、旧町村の地域防災計画を継承する田村市地域防災計画を現在策定中でございます。市の地域防災計画が完成するまでの間、合併以前の各町村地域防災計画によりまして災害対策を行っているところでございます。その指令につきましては、本部長の指令によるということでございます。

次に、旧町村で姉妹都市提携をしている町村の中で、旧常葉町と東京都中野区の災害援助協定について申し上げます。

田村市の旧町村において姉妹都市を締結しておりますのは、旧滝根町と埼玉県のカウ口市、旧常葉町と東京都中野区であります。うち、災害に係る応援協定を締結しているのが旧常葉町と中野区だけでございますが、これらにつきまして、田村市と中野区との再協定に向け、ただいま協議中でございますので、これ以上もっと拡大した協議を進めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○4番（吉田 忠） 今、生活福祉部長の方からる説明がありました。かわら等の落下が7件、ましてや中野区の部分については今策定中であるというような部分なんです、災害というのは、5分後に起きるか10分後に起きるかわからないですね。ましてや合併してもう半年過ぎるんですから、こういうふうな危機管理の部分については、一番先にやっておくのが筋ではないのかなというふうに私は思います。

それで冒頭にお伺いしたんですが、本庁及び行政局ではどのような対応をしたのかというような部分なんです、各旧町村に確かに防災無線は入っています。その中で、防災無線をやった町村は、旧町村でどのくらいあるんでしょうか。たまたま常葉の場合にはなかったように思うんですが、その辺ははっきりしておきたいなというふうに思います。

本庁でそのように、何というんですが、各行政局の方に指示を出すということは、各行政局で、やはりある程度の判断も視野に入れた中で検討すべきではないのかなというふうに思います。何でも本庁、本庁では、クラスターの意味がないと思うんです。

その中で、やはり防災のマニュアルを早目につくっておいた方がいいというのは、例えば、この前の宮城県沖地震の場合には、必ず余震があるというような部分、来なければ幸いなのですが、そういうようなこともいち早く市民に徹底するのが行政ではないのかなと。ましてやかわら、7件くらいそういうふうな部分があったということであれば特にそうなのですが、その辺、再度お伺いしたいんですが、各行政局の方の取りまとめもしたと思うので、ちゃんとしているのかどうか、その辺よろしくをお願いします。

○議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） ただいまのおたでございですが、緊急を要するというふうなことで、余震に対して市民に周知をするようにということで、本庁でもあわせて指示はしておりますが、それらについては、私、本庁にありましたのでこちらの状況は聞いておりませんが、それぞれの行政局で流したものと思いますが、それまでは確認してございませんでした。

それから、市民に周知のためというふうなことで、緊急災害時における初動マニュアル、これは職員の方に周知するというので、台風が来るたびにこのような対応をしていただきたいというふうな通知は指示しております。それらについて、各行政局ごとに実施をいただいている状況でございます。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○4番（吉田 忠） 本庁で流したというわけなんです、その各行政局の話が聞こえてこないんですね、流しただけ。そうでしたよね。答弁になっていないと思うんですが、一方通行だと思うんですね。各行政局長さんにはお伺いすることができますか。本庁で流したと言っているんですから、当然……。

○議長（三瓶利野） 質問の内容はわかりました。それじゃあ、あらためて当局の答弁を求めます。

暫時休議します。

午後2時26分 休議

午後2時30分 再開

○議長（三瓶利野） それでは再開いたします。

先ほどの吉田 忠議員の質問に対し当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 先ほどの件について御報告申し上げます。

5 行政局でございます。船引は通報いたしました。それから、大越も通報いたしておりますし、滝根も通報いたしております。常葉については、放送なしというふうなことでございます。都路につきましては、今確認中でございます。

- 議長（三瓶利野） 再々質問終わっていますので、何か御要望があれば。
- 4番（吉田 忠） 合併して、各行政局がばらばらであったというのが私の今の考えであります。そうした中で、やはり当局の、例えば行政無線があるんですから、その行政無線を使ってやるようにというふうな指示を出したとしても、しゃべったかしゃべらないかというのまで返してくるような緻密な連携プレーというか、それが必要だと思います。これは、常葉町につきましては私も聞いておりませんし、地域の方々も聞いておりません。確かにやっていませんでした。常葉はファクスがなかったのかどうかもわかりません。その辺、聞いてみないとわかりませんが、ただ、こういうふうな合併した間際で、いつ災害が起きるかもわからないときに、やはりきちんとしていただきたいなと。こういうことから、やはり大災害になって、もたもたすることが起きるのかなというふうに思いますので、もっと執行部の方々の、今後、こういうふうな部分につきまして、みっちりしたことをしてもらいたいなというふうに思いまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

- 議長（三瓶利野） これにて4番吉田 忠君の質問を終結します。

次の質問者、2番吉田文夫君の発言を許します。吉田文夫君。

（2番 吉田文夫君議員 登壇）

- 2番（吉田文夫） 2番、都路の吉田です。

通告により、以下4点の質問をいたしますので、明確な答弁、お願いします。

まず、1点目でございます。

家庭動物等の飼養と愛護精神についてでございます。

6月の国会で成立した動物愛護法、動物の愛護及び管理に関する法律一部改正では、動物取り扱い業者が現行の届け出制から登録制になり、また、動物を狭い場所で飼育したり虐待したりする悪徳業者の規制や、インターネットのペット通販業者や動物ふれあい施設等、動物取り扱い業者への義務づけ、動物への愛護と管理を強化しています。また、県の保健福祉事務所の1年度の統計では、野良犬や捨て犬となって捕獲された犬は約3,600頭、飼えない犬という理由で引き取られたのは1,865頭、また、猫の場合には、捕獲するということはないので、引き取りのみで4,444匹という数字になっています。これらが家庭動

物等の実態となっているのも事実であります。

そこで、私は、動物との触れ合いを通し、人との接し方やつき合い方を学び、人間づくりとして人材の健全育成とするため、また、番目として、子犬や子猫がふえ続け、その結果捨てるということを防ぐ方法としての指導をし、捨てられる動物の少ない環境づくりのためにも、その取り組みとして、県中保健福祉事務所が実施する飼い犬のしつけ方教室、また、獣医師派遣事業を、まず市内の小学校の授業として取り組むべきであるという観点から当局の答弁を求めます。

- 議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。
- 教育長（大橋重信） 2番吉田文夫議員の家庭動物等の飼養と愛護精神についての御質問にお答えいたします。

県中保健福祉事務所の実施する獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室を小学校の授業として取り組むべきについて申し上げます。

人と動物との共生に配慮しつつ、低年齢時から動物を愛護する気持ちを醸成することは、生命の尊さを感じ取る、生命あるものの大切さの心を育てる上でとても大切なことであります。市内各小中学校でも、モルモットやウサギ、鶏などの小動物の飼育が行われており、生活科や理科、授業ではもちろんのこと、総合的な学習の時間や道徳、特別活動など、すべての教育活動の中で動物を愛護する精神を育てているところであります。

おただしの獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室についてであります。平成11年度から行われておりまして、本年度田村地方では、4校の枠で実施されております。市内の小学校では、船引小学校、下大越小学校の2校で実施しております。情操教育の充実を図るためにも、今後も市内小学校の希望等をよく調査して実施してまいります。

なお、これまでに取り組んだ学校は、今泉小学校、滝根小学校、古道小学校、常葉小学校、上大越小学校、広瀬小学校、大久保小学校、常葉小学校、門沢小学校、牧野小学校、要田小学校の延べ13校あります。

- 議長（三瓶利野） 吉田文夫君。
- 2番（吉田文夫） 今までも含めて13校、それぞれしつけ方教室、獣医派遣事業をやってきたというふうな教育長の答弁でございます。これを私は、必ず年1回、小学校の中に授業として取り組んでいただきたいということでございます。

それと、その際に、今まで13校やってきた中には、ボランティアグループ等々が必ず協力しているというふうな調査もあります。ですから、必ず小学校の年間の授業に入れても

らうことと、その際、ボランティアグループからの協力があれば、必ず協力をしてもらおうというふうな考えを、再度当局の答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 年1回実施していただきたいということではありますが、学校におきましては、教育課程というプログラムもありまして、その教育課程の中に織り込まないといけない事業でありますので、ボランティアの協力もいただくことは大切であります、いずれにしても、各学校においては、教育課程を基本としてそれぞれの学校では教育をしておりますので、このしつけ方教室に時間を割いた教育課程が必要か必要でないかというのは、現場の校長先生の考え方によるものと思いますし、教育課程がいかに大切かということも御認識をいただきたいというふうに考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） 教育が荒れています。教室でやる授業も、大変知識を詰め込むという点では大事というふうに私も承知しますが、動物の持つ心の触れ合い、命を大切にする授業、これは今一番大切ではないのかなと、そう思っております。ぜひこれを取り組んでもらいたいという観点から再々質問、再度、当局の答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 市内小学校2校、中学校8校ありますが、いずれにしても、現場の校長先生、教頭先生の御意見を十分拝聴して、それらが必要であればぜひ取り組んでいくように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） 教育長が、現場の校長に強く指導することをお願いしまして、第2問に入ります。

私の第2問、地域特産のPRについてでございます。

6月の議会では、滝根の議会から「あぶくまの天然水」のPRがありました。私は、第2弾として都路の特産品のPR、これをぜひ市の方に取り組んでもらいたいなと思い、質問いたします。

まず、その一つでございます。都路の竹炭工芸品のPRについてです。昭和6年の創業以来、一貫して純国産の竹、炭にこだわり、原料の切り出しから炭焼きの製品、製造、加工、販売までやっている竹炭工芸でございます。製品は、竹炭、竹酢液、竹炭工芸品と数も豊富であり、平成8年には東北村おこし物産展で金賞を受賞し、また、平成10年には、

福島県お土産コンクールで優秀賞も受賞している竹炭工芸でございます。イベントとして、炭と竹のお祭り、逢竹祭を毎年開催しております。そして、直売所や地域の振興としても大いに貢献している竹炭工芸でございます。

さらに、もう一点といたしまして、私は、「ハム工房都路」のハム・ソーセージのPRについてお知らせしたいなと思います。

ドイツ農業協会DLGの食品競技会でハム・ソーセージ、ベーコン、6品を出品し、金賞3、銀賞1、銅賞2を獲得し、本場ドイツでも高い評価を得た製品であります。どうか都路から、田村の特産品として「あぶくまの天然水」同様のPRをすべきだと私は思います。それは、新市建設計画の施策として広域観光ネットワークにもありますから、その点からもぜひ都路の竹炭工芸、ハム工房を強力に推進いただくと、市でもPRをしていただくというふうな考えを市長に求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 地域特産品のPRについての御質問にお答えいたします。

田村市には、食品の国際品評会、モンドセレクションにおいて、昨年に続いて2年連続大金賞を受賞した「あぶくまの天然水」を初め、お話のように、本年3月、ドイツ農業協会の食品競技会で金メダルを受賞した「ハム工房都路」のハム・ソーセージ、平成8年に東北村おこし物産展で金賞を受賞と、平成10年、福島県観光土産コンクール優秀賞に輝いた竹炭工芸都美の「竹炭工芸品」、あるいは、健康食品として話題を集め、マスコミ等にも取り上げられました「エゴマの油」、「あぶくまの紫源郷しそジュース」など、本市の主な特産品として挙げられますが、その他にも数多くの特産品があります。

田村市といたしましては、これら特産品について、あらゆる機会をとらえて田村市の特産品として「あぶくまの天然水」にこだわることなく、積極的にPRに努めてまいります。ことしは、田村市誕生を記念して、一丸となって取り組みました各地域の夏祭りイベントの告知の新聞広告、「田村市いいところ観光ガイド」には、主なる特産品を掲載しております。また、田村市ホームページでも、手づくりハム・ソーセージやイワナの一晩干し、手づくりの梅干し、竹炭製品などを掲載しております。田村市内の観光施設や、公共施設等でも特産品コーナーの設置を推奨しているところであり、その他、福島空港ビルにも田村市内特産品の展示をしてありますし、合併記念式典にも、来賓の方々の記念品として特産品を使用しております。また、年度内には、田村市の特産品をまとめたガイドブックを作成し、田村市内はもとより、県内外に広く情報を発信してPRに努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） 今、部長の方から答弁ありました。前向きにPRするということでございます。船引駅には、「あぶくまの天然水」が大きくPRしてあるのが駅の建物から下がっております。ぜひ、ああいうところにも一緒に書き、滝根、今度は都路が出ました。この次の議会あたりは、常葉とか大越とか船引あたりからも出てくると思いますので、まず出たところからPRを強力に進めてもらおうと。なかなか駅のあれなんかインパクトが強いです。何といってもPRです、地域おこしの。そういう観点も含めてすぐやってもらいたいと。「あぶくまの天然水」は、すぐいろいろと効果あったもんですから、都路でもすぐやってもらいたいなと。機会、折につけて、すぐにやってもらえる部分はすぐにやるというふうな考え、当局、ひとつお願いします。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

確かに、あの「あぶくまの天然水」、船引駅に垂れ幕を掲げました。ハム工房、これがドイツで入賞されたことについて、他意はございませんでしたが垂れ幕はいたしませんでした。これは、観光事業として、確かにおただしのとおり、竹炭もあれば、そしてまたハム、このハムについても、旧都路村が「フリーデン都路」という名前で、出資は都路が当時49%、そしてフリーデンという会社が51%、それを田村市が引き継いで今現在行っておりますが、決してハムをないがしろにするものでございません。多くの方々がそれを見て、「食べておいしかった」という声も私に届いております。今後ともPRに全力を挙げてやってまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） 心強い市長からの答弁をいただきました。なお市長、これ……。

引き続きまして、第3問目に移らせていただきます。

介護保険についての質問です。

来年4月の介護保険法の改正に先立って、介護保険3施設における食費と居住費が自己負担になることについて、また、その他介護保険のサービス利用について、ほか6点にわたって質問しますので、当局の答弁、よろしくお願いします。

まず1点目でございます。特老ホームにおける居住費、食費の利用者負担は幾らくらいになるのか。

2点目でございます。低所得者の国民年金等の収入等に対する負担軽減策は。

また、新たにできる地域包括支援センターについての役割は。

4点目は、高齢者を自宅介護している家族に対する支援事業は何があるのか。金品の贈呈は、手当てはと。それに対しての市独自の上積み対策は検討しているのかどうか、また、検討すべきだと思います。

6点目でございます。通院等乗降介助というところの介護タクシーのサービスに対して、団体事業者に対する2種免許等の取得に対しての対策についてでございます。

7点目は、介護保険の重要なポイントとなっておりますケアマネジャー、介護支援専門員ですね。それとヘルパーの労働条件の改善と報酬のアップについて当局の答弁、よろしくをお願いします。

○議長（三瓶利野） 答弁を求める前に申し上げます。通告の のところが抜けたように思いますが、よろしいですか。 の住宅改修の利用者の点ですけれども、もし抜けていましたら、質問をお願いします。

○2番（吉田文夫） 緊張しておりまして、5番目が抜けてしまいました。申しわけございません。

木村議員等からも質問もありました。住宅改修の利用者でございます。これは、1人20万円です。自己負担1割の2万円です。これに対しても、市の独自の上積み対策を願っています、答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 介護保険についての御質問にお答えいたします。

初めに、特別養護老人ホームの居住費、食費の利用者負担額について申し上げます。特別養護老人ホームは、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などのサービスが受けられる施設でございます。要介護度1から要介護度5までの方が利用できるものでございます。利用者の負担は、介護サービスについては基準額の1割相当額、食費の一部、特別なサービスの費用、日常生活費などを負担することになっておりますが、実際の負担額は、施設と利用者間で契約により決められます。

例でございますが、特別養護老人ホームである船引こぶし荘の場合、要介護1の方については、施設サービス費の1割相当額が1日当たり67円、要介護2の方が74円でございます。要介護3の方は81円、要介護4の方が88円、要介護5の方は95円、さらに、機能訓練加算12円、精神科医加算5円となります。

あたしの居宅費の利用者負担額については、施設介護サービス費の中に含まれておりますので算出することはできません。また、食費の利用者負担額については、所得段階により異なりますが、一般の方は日額で 780円となっております。

次に、低所得者に対する負担軽減策について申し上げます。

現行制度での負担軽減策は、食費が一般の方については 1 日につき 780円に對しましては、本人及び世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者については、1 日につき 300円、本人及び世帯全員が住民税世帯非課税の方については、1 日につき 500円に軽減されます。

次に、新たにできる地域包括支援センターの役割について申し上げます。

介護保険法の改正に伴いまして、保険給付事業のうち介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち包括的支援事業を各日常生活圏域において事業を実施する機関として、包括支援センターを原則として平成 18 年 4 月 1 日から設置することとなります。地域包括支援センターの具体的な事業は、要支援者に対し介護予防サービスの利用に係るマネジメント及びケアプランのチェック等を行うことになっております。また、介護サービス等の非利用者等を把握し、アセスメントを行い、その結果に応じて適宜支援をしていくことなどが主な事業となります。

次に、高齢者を自宅介護している家族に対する支援事業について申し上げます。

田村市の家族介護支援事業につきましては、要介護者を支える家族に介護の方法等を教える家族介護教室及び家族介護者交流事業を開催しております。また、要介護者を介護している家族に対し、要介護者 1 人につき月額 5,000円の介護者手当を支給する要介護高齢者介護者手当支給要綱を定め、年 2 回給付することになっております。なお、この給付につきましては、合併協議の中で平成 20 年度まで経過措置を設け、支給をしていくことになっております。

次に、住宅改修の利用者に、現在の補助以上に市として上積みはないのかについて申し上げます。

居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときは、介護保険事業から住宅改修費用の 20 万円までが支給の対象となり、その 1 割が自己負担となります。介護保険事業の認定者にならない高齢者につきましては、要介護状態に陥ることを予防し、あわせて自立した在宅生活の継続を図ることを目的として、住宅改修費の 18 万円までを支給対象とする田村市高齢者住宅改修助成事業を行っているところであります。今後、介護認定者及び非認定者の制

度上の違いもあることから、調査研究させていただきます。

次に、通院等乗降介助、介護タクシーのサービスに対して、団体事業者に2種免許取得の助成等の対策について申し上げます。

介護保険制度が始まってはや5年が経過し、その間に介護サービスを提供する事業所も整ってきている状況にあります。介護タクシーなどの営業者に必要な自動車の2種免許取得につきましては、介護保険事業提供に伴うものであって、資格そのものは個人の資格取得の一環となるものではないかと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、ケアマネジャーとヘルパーの労働条件の改善と報酬のアップについて申し上げます。

介護保険制度のサービス提供に係るケアマネジャー並びにホームヘルパーにつきましては、それぞれの事業所において雇用され、その事業所の基準により処遇されているものであり、田村市が介護保険事業サービス提供事業者といえども、監督官庁ではありませんので、労働条件の改善並びに報酬アップ等を求めることはできないものと思っております。御理解を賜りたいと存じます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） ただいま部長の方から答弁がありました。

質問の1、2、3、特老ホームの居住者、利用者負担あるいは低所得者に対する地域包括センター、これらについては十分これからの課題だと思っております。利用者に対しての説明、あるいは市民に対するお知らせ等を十分にやってもらい、地域住民、市民の方にも関心を持ってもらい、これから、特に国民年金の人たちなんかは入所ができなくなるのではないのかなと、そんなふうに使っております、5年間の措置等々もあるようでございますが。

4番目でございます。高齢者に対しての家族介護、これは月5,000円というふうなあれでございます。これらの利用者実態、まだまだこのサービスは該当になる事業があると思うんです。私の調査では八つぐらいになっています。家族介護の教室、介護用品の支給、家族介護者交流事業、家族介護者ヘルパー事業の受講支援事業、あるいは徘徊高齢者家族支援事業、家族介護医療事業、痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業、これくらい私の調査ではあると思うんですが、これらに対しての利用者実態、どんなふうになっているかもお願いします。

介護タクシーについて、これはあくまでも個人の取得だと、個人の資格だと、事業、職

業につく上での資格要件だというふうな答弁でございますが、私、介護は、これから一番大事だなと。我々団塊の世代も含めて、これからますます高齢化になっていくと。ぜひともこういうふうな田村の地域ということも考えると、輸送サービスの上では何でかんで必要だと思いますので、希望者に対しては温かい資格の援助と。田村でも福祉に力を入れているんだと。「福祉の田村」、「福祉の富塚」というふうな視点からも、特殊対策だと、上積みだというふうなことが大事ではないでしょうか。

あと、住宅介護施設でございます。木村議員の質問では、「償還払いを委任払いにする」というふうな答弁がありました。これ、20万円です。1割の2万円が自己負担というふうなことでございます。これは、いろいろ介護度によって該当するようでございますが、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止の床材の変更、あるいは引き戸などへの扉の取りかえ、洋式便器への取りかえ、主だった該当事業だと思いますが、これらの事業をする際に、必ず自分の家を考えてみた場合に、改修する際、手すりをつけると、「いや、段差も直しなくなった。いや、滑りどめのあれもしたくなった」と、あっちもこっちも追加して、直せなくなる場合が往々にして多いと思います。「どうしても20万円くらいではあれだわい」と。「足りなくなった。何とか上積みしたくも、介護保険の事業の方で面倒見てもらわんねがな」というふうなのが利用者の心情だと思います。ひとつそういうことも含めて上積みをする。決して多い額ではないと思います。これも介護度4、5ですか、該当になっているのは。特定されると思いますので、富塚市長、その辺の英断、お願いします。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 何点かほど再質問ありました。順序が狂うかもしれませんが、最初に、住宅改修の利用者に、20万円の1割で2万円だということで、その市独自の上積みということですが、これが40万円になれば、自己負担は4万円になります。今までの質問だと、個人負担の2万円は高いから低くしてくださいというのが普通なんですね。ところが今度は、50万円なり100万円の住宅改修したときに、そういう上積みということですね。本来、住宅というのは自分の家族、家庭ですね。どういうふうな設計をするかは、本来はその家庭だと思います。そこで叫ばれてきたのが、段差がないというふうなこと、あるいは手すりが必要だと、あるいは便器も今までの和式から洋式へとかわられてきました。

それで、今までの既存されていた住宅の改修について、県が、あるいは市町村が補助をするというふうになってきているのもあります。それは、予防なつた方と、それからこれから予防するために手すりが欲しい方とか、便器というふうなことになっておりますが、

本来は、これは介護保険ですべてができるのが一番ベターだと思いますが、ただ、これについて、すべてを上げていった場合に、わずかな人ですからといっても、これからの住宅ほとんどがそういうふうになります。やっている方はそれで該当しますが、これについては検討させていただきたいと思います。

それから、タクシーの件であります。これは2種免許であります。当然営利をかけた方ありますから、自分の家族、あるいはお金を取らないでボランティアとしてやる場合には差し支えないという報告もあります。いろいろな点で、この事業者には2種免許というと、それはそれぞれの営利をかけてやっておりますので、先ほど部長が申し上げましたように、それは個人の方あるいは事業者が負担すべきだと思っております。

それから、高齢者にいわゆる金品 5,000円、この件については、いわゆる在宅介護をしている家族の方に毎月1人 5,000円ですから6万円あります。これは、本来ですと、私の個人的な考えですと、介護保険の中から一部出すというふうな方法でないと、市が幾らにするかというのは大変難しい問題だと思っております。というのは、介護度5で約36万円、その1割負担ですから、その本人は3万6,000円ぐらいでいいんですが、じゃあ全体では36万円も使っているのに、在宅、いわゆる自分のところで家族を見た場合には、月5,000円では足りないでしょうということであるとすれば、介護保険の中から一部在宅でやっている、そういうものの法律的な改正をしていただかないといけなかなというふうな考えを私は持っておりますので、これについては、高いか低いかわり他町村の例、あるいは田村市の福祉ということではありますが、先ほどの議員のお話にありました保育とかいろいろ言うときに、あるいは、ごみを有料化から無料化にすると、全体にわたるわけですから約4,000万円です。そういうふうなことも考えると、これだけが果していいのかどうか、全体的に見てまいりたいと思っております。以上です。（「部長の方に、高齢者介護の支援事業ありますね、いろいろ先ほど言いました。いろんな事業を利用している家族や世帯の人数」の声あり）

○議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 先ほどおただしの介護の種類、事業の内容でございますが、これは資料をきょう持ち合わせておりませんので、後ほど提供させていただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） 市長からるる答弁ありました。

住宅改修の手当て、改善について私の一つの考えでございます。行政局段階では、合併浄化槽なんかは、何基というふうに決めて補助を出しております。これらも、住宅改修については何件、幾らの予算というふうな感じで取ってという方法はできないものかなと私思っておりますので、当局の考え、お願いします。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 住宅改修についてお答えいたします。

特に、１年間で20棟とか、あるいは30棟とか決めておりません。その年度内であれば、最初の予算のときには大体20棟くらいかなという予想で予算を計上しており、そして、それよりも多い場合、補正予算で対応しておりますし、これからも対応してまいります。

それから、合併浄化槽につきましては、国・県補助です。それで、何基というふうなことで言われておりますので、それぞれの旧町村で、例えば110基とか、あるいは70基というふうにして、5人槽から7人槽あるいは50人槽以上というふうなことで国の方に申請して、さらに1月か2月ごろに、その変更があればということで変更はしますが、それ以上ふやすというと、それは難しいところが国・県補助であります。この住宅改修については、先ほどお話のように定額でありますから、そしてまた市の考え方で、予算よりも多くなった場合には、議会にかけて議決を得て支出してまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） 介護保険の問題、これ、来年の4月にいろいろ改正されるようでございます。地域も高齢化に向かっていろいろな問題があると思います。私も、これを引き続き12月、あるいは3月までの議会の中で再度質問していきたいなと、そんなふうに思って第3番目の質問を終わります。

私の最後の質問でございます。地域商業についてです。

近年、モータリゼーションの急速な進展や、バイパスを初めとする道路網の整備等に伴い、学校や病院等の公共施設の郊外移転、大型店の郊外展開や郊外での大規模な住宅開発が進み、町の機能が郊外へ拡散する一方で、町の顔と言わべき中心地市街地は、居住地の減少、商業活動の衰退等により空洞化の一途にあります。大型店の規模の拡大も進んでおり、複数の市町村を商圈とする大型店が周辺市町村のまちづくりや住民生活に与える影響は無視できない実態だと思っております。

また、大型店の立地では、まちづくり3法と言われる大型店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法や土地利用関係法令法、農地法、農村振興法あるいは都市計画法がありま

すが、実態的に効果があらわれなくて、こういうふうな町の空洞化が進んだというふうに思っております。

そこで、大型店の出店については、県の広域的なまちづくりのあり方に関する提言を基本に、県に調整を働きかけるべきだということが1点でございます。

また、2点目として、商店街の生き残り、または生き残っている現在、私のまとめた大きな三つの条件として、一つ、魅力ある商店が集まっていること。二つ目、一目置かれるリーダーがまちおこしや商店街の活性化に頑張っているという例があります。また、三つ目として、必要な店が集まっていることと思っております。これらについての市の対応について伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚有暉） 次に、地域商業についての御質問にお答えいたします。

初めに、大型店出店については、県の広域的なまちづくりのあり方に関する提言を基本にして、県に調整を働きかけるべきとの行政の対応策について申し上げます。

大規模小売店舗立地法においては、1,000平方メートルを超える店舗の新設を有するものは、県に届け出をし、県は、周辺地域の生活環境の保持の見地から、市町村の意見を聞き、この意見に配慮し、県の意見を述べることになっております。県では、平成16年3月に広域的なまちづくりのあり方に関する提言を受け、良好な小売り商業機能が確保された「だれもが暮らしやすいまちづくり」を推進していくために、本年9月定例県議会に提案予定の仮称ではありますが、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の制定において、本年3月に県より各市町村に対し意見の照会がありましたので、田村市としての県の条例案に対する意見を提出いたしました。これらの意見を参考に、県としては、届け出を要する店舗面積を、当初の1万5,000平方メートル以上から、郊外に出店した場合、市町村のまちづくりに影響を与える可能性の大きいとされる1万平方メートル以上とする方針を固めたものと思っております。ですから、1万5,000から1万平米以上というふうになったものと思っております。

今後は、大規模小売店舗立地法の届け出が県にあった場合、市の意見を求められることとなりますので、関係機関とよく協議をし、市の意見を申し上げていきたいと考えております。

次に、商店街の生き残りの3条件として、魅力ある商店が集まっていること、一目置かれるリーダーがいること、必要な店が集まっていること、おただしのとおりであります。

このようにそろっておれば、中心市街地とか、あるいは空き店舗がなくなります。これらについての対応策について申し上げます。

中心市街地の活性化におきましては、本市には、旧船引町、旧滝根町で策定した中心市街地活性化基本計画があります。船引町中心市街地活性化関係事業といたしましては、平成 14年度から基本計画の策定業務、各種イベントの補助、空き店舗対策事業、そして船引駅複合施設の整備及び関連事業などの事業を実施しております。また、旧滝根町においては、滝根町中心市街地活性化関連事業といたしまして、空き店舗対策活用事業として「よらせ神俣」がオープンし、活性化に向けて動き出したところであります。

県では、平成 14年度から平成 16年度にかけて中心市街地活性化対策推進本部を中心に、各種事業を総合的に展開してきましたが、今年度、中心市街地再生プロジェクトチームを新たに設置し、関係部局が横の連携を強化し、新たな支援策に取り組むことになっております。田村市といたしましても、国・県の支援制度活用を検討しながら、各行政局管内の商工会、そしてまちづくり会社などと連携をとりながら、中心市街地の空洞化対策を含めた活性化に対する自主性を尊重し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） ただいま市長の方から答弁がありました。地域をよくしたいという気持ちは、住民、商業者、行政担当者も同じだと思います。そこで、先ほど私が言いました、この「広域的なまちづくり」、市長、これ、コンパクトで、なかなかまちづくりの今後の参考になるなと思っております。これを基本にまちづくりを進めるというようなことでございますが、先ほど私の3条件を言いました。魅力のある店、一目置かれるリーダー、必要な店が集まっているとはいっても、なかなかこれがなくて寂れていく条件だと思っております。ぜひ、この辺、商業者あるいは地域住民、行政担当者が現在取り組んでいる田村市での実例がいろいろ出ましたが、一体となって取り組んでいる例は、どの町、どの商工会なのか、団体なのか、お願いします。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暉） 田村市の中で、どの団体が取り組んでいるのかについてお答え申し上げます。

商工会があります。これは5町村、あるいは旧7カ町村の商工会の皆さんが、それぞれ商業の活性化に向けて鋭意努力いただいております。それらについても、商工会に対する

それぞれの旧町村でも商工会に助成金を支出し、そして、その地域の商業活性化に尽力をいただいております。

さらには、それぞれの商工会で考えていること、女性部会もあるでしょうし、あるいはいろんな部会があって、それぞれ検討して町の活性化に御貢献をいただいておりますし、また、観光においても、それぞれ観光協会があり、それも商工会の一部が観光協会と連携を図りながら、その町のPRに努めてまいったと思っておりますし、それから朝市あるいは夕市とか、あるいは消費拡大のためにそれぞれの地域で販売しているところもございますし、そして今度は新たに田村市となりましたので、田村市の商工会、そしてまた田村市のまちづくりのそれぞれの地域がございますが、連絡調整を図りながら先ほどのPR、いろんなハムもあります、竹炭もあります、あるいは天然水もあります。そしてエゴマもラベンダーもありますし、それぞれの農作物、あるいは畜産も、いろいろとその地域の魅力あるものを地域から、またふるさと会に発信していくのも、お互いに家族がふえたわけがありますから、消費が拡大するものと思っております。

そういう中で、まちづくりの事業として委託しているところが、先ほどのハム工房もそうです。それから、あぶくま洞についても、あるいは常葉のカブトムシについても、そしてまた、船引においては、まちづくり委員会という商工会の方をお願いして、デマンド方式という方式で、生活路線バスの廃止に伴うそのバスの営業についてということも検討していただいておりますし、そういうことから、その地域の中心あるいは郊外への発展についてどうあるべきかを検討もいただいておりますし、そしてまた、商業の皆さんにも自助努力をいただいております。そこに市がどう関係していくか、この5町村の観光協会の皆さんと手を携えて新たな構築を築いてまいりたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○2番（吉田文夫） 都路から田村市をよくしたいというふうな気持ちで質問しました。

以上で終わります。

○議長（三瓶利野） これにて2番吉田文夫君の質問を終結します。

ここで、秋元生活福祉部長より発言を求められておりますので、これを許します。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 先ほど、4番吉田 忠議員の地震災害予防防災無線放送について、放送したのかどうかのおただしについて申し上げます。

都路行政局を確認いたしましたところ、放送した旨の確認がとれましたので、放送した

ということでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（三瓶利野） これをもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後３時２８分 散会

